

資料 4

令和 7 年 10 月 16 日
開催市 岩手県 宮古市

第 187 回 東北市長会 総会

各県市長会 提出議案

東北市長会

各県市長会提出議案一覧

議案番号	件名	市長会名	頁
●行財政・農林水産・経済・環境関係 (10件)			
第1号	地方財政基盤の充実強化について	秋田	1
第2号	地方行財政の充実強化について	福島	2
第3号	標準準拠システム運用経費に対する財政支援について	山形	5
第4号	入札参加資格審査システムの整備の早期実現について	青森	6
第5号	農業経営の持続性確保に向けた支援策と制度の構築について	青森	7
第6号	農畜・水産業における政策強化について	岩手	8
第7号	持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について	宮城	12
第8号	物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について	宮城	14
第9号	被災住宅で公費解体（全壊）以外の世帯における解体費の支援について	山形	15
第10号	再生可能エネルギーの導入促進について	岩手	16
●子育て支援・医療・介護・福祉関係(11件)			
第11号	子ども医療費の格差是正について	青森	17
第12号	こども・子育て支援の充実強化について	秋田	18
第13号	子育て環境の充実について	福島	20
第14号	学校給食費の無償化について	宮城	25
第15号	地域における社会保障基盤の充実強化について	秋田	26
第16号	医療・介護制度等の充実強化について	岩手	28
第17号	医療機関のコスト上昇に対応した診療報酬制度の導入及び新築・増改築への財政支援等について	山形	31
第18号	地域医療の充実について	宮城	32
第19号	地域医療及び国民健康保険制度の充実強化について	福島	34
第20号	福祉施策及び介護保険制度の充実強化について	福島	37
第21号	「重層的支援体制整備事業」の交付基準額の見直しについて	山形	40
●国土強靭化・防災・減災・交通・建設関係(9件)			
第22号	国土強靭化、防災・減災等の充実強化について	秋田	41
第23号	国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化について	岩手	42
第24号	国土交通政策の充実強化について	青森	45
第25号	交通体系の整備促進について	秋田	46
第26号	広域的な公共交通の維持対策について	岩手	48
第27号	交通体系の整備促進について	宮城	50
第28号	国土交通政策の充実強化について	福島	51
第29号	除排雪対策への支援について	青森	53
第30号	道路除排雪体制の確保に対する財政支援の拡充について	山形	55

行財政・農林水産・経済・環境関係

地方財政基盤の充実強化について

地方自治体においては、急激な少子高齢化に対応した子育て支援や医療・介護・福祉・教育の充実、行政のデジタル化、脱炭素化の推進、観光・農林水産業の振興などの地域活性化対策のほか、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策など、従来にも増して果たすべき役割が大きくなっています。必要となる財政需要は増加の一途にある。

また、現下の物価高から地域の生活・経済を守るための取組や、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応に加え、頻発する大規模自然災害への対応や国土強靭化に向けた対策など、地方自治体においては、引き続き厳しい財政運営が続くものと見込まれる。

このような中、地方自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ急激な人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国は、地方公共団体の安定的財政運営のため、地方交付税の総額確保をはじめとする地方財政措置の充実を図るよう要望する。

記

1. 地方交付税については、法定率の見直しを行い、地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確保するとともに、地域間の格差が拡大することのないよう財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。
2. 国庫補助負担事業の廃止等にあたっては、地方への負担転嫁とならないよう十分な財源確保措置を講じること。
3. 地方債の総額を確保するとともに、起債充当率の引き上げ、貸付利率の引下げ等地方債発行条件の改善を図ること。
4. 地方分権改革の推進にあたっては、権限移譲とあわせて財源移譲も確実に実施すること。
5. 原材料価格の上昇や円安の影響により、食料品・エネルギーを中心とした価格高騰が長期化しており、住民や事業者に深刻な影響を与えていていることから、生活や地域経済を守るための十分な財政措置を講じること。

地方行財政の充実強化について

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎える、地方創生への取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

よって、国は、地方行財政の充実強化のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 行政のデジタル化について

(1) 国の制度改革によるシステムの改修経費については、全額補助による財政支援を講じること。

(2) 自治体情報システムの標準化システムへの移行について、円滑な後押しや特定移行支援システムへの対応、デジタル基盤改革支援基金の5年延長など、自治体に対する支援が示されたが、特定移行支援システムと他の標準準拠システムとの過渡期連携に要する費用など追加で発生する費用を含め、全業務の移行が完了するまでに要する全ての経費について、デジタル基盤改革支援補助金の上限額の廃止や要件の見直しなど自治体の負担が生じることのないよう十分な支援を行うこと。

また、特定移行支援システムに対し概ね5年以内に移行できるよう積極的に支援すると示されたが、移行期間については、円滑な移行が図られるよう、自治体の実情に応じて柔軟な設定を可能とするとともに、依然としてベンダのリソース不足やクラウド環境にシステムが最適化できないなど課題が顕在化しているから、ベンダに対する開発支援の拡充や利用料水準の妥当性の確保のための仕組みなど自治体やベンダの実情を十分に勘案し、適切に支援すること。

また、A I・R P A等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に進めるとともに、自治体の取組に対し現状に即した人的支援を講じること。

(3) ガバメントクラウドに接続する場合のシステム構築や移行経費を全額国庫負担により対応するとともに、運用経費についても全額国費で措置すること。

(4) 地方公共団体情報システム標準化においては、事業の規模に対して十分な準備期間が確保されておらず、標準仕様書及び標準準拠システムの最適化を阻害する大きな要因となったことから、今後のデジタル化の推進にあたっては、国・自治体・ベンダにおけるリソースを勘案し、事業規模に応じた十分な準備期間を考慮するとともに、システム構築期間中の安易な制度変更は行わないこと。

また、現行の運用経費を上回る負担については、全額国庫補助により確実に措置すること。

(5) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく令和6年度共通化の対象候補に記載された事業を推進するにあたり、国がデジタル化の本質を理解し、エンタープライズアーキテクチャ（E A）の視点を踏まえた構築を行うとともに、自治体に対し過剰な負担を強いることのないよう配慮すること。

また、今後、国が関与するシステム構築においては、単なる業務効率化の視点にとどまらず、A Iの導入を積極的に進めることで入力業務や報告業務における革新的な改善を実現することにより、自治体の負担軽減とデジタル化の推進が両立する仕組みを早期に確立すること。

(6) 行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進について、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、自治体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改革やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

また、災害時においてスマートフォンやタブレット等の情報通信機器を所持していない高齢者

等にとって貴重な情報源であるテレビについて、近年、甚大な自然災害が相次いでおり、公共ケーブルテレビ及びテレビ共聴施設が被災して長期間にわたり放送が視聴できなくなることがないよう老朽設備の耐災害性を向上するための再整備に対する財政支援を令和8年度以降も継続するとともに、補助率の増嵩を図ること。また、将来にわたり設備を維持管理するために、多額の費用を要することから、小規模修繕や維持管理費を補助対象とする等、制度の拡充を図ること。

- (7) 掲示場における書面掲示手続について、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」をはじめ関係法令の改正によりデジタル化が進められているが、デジタル技術の効果的な活用が妨げられないよう、未改正のもについて必要な法令改正を行うとともに、デジタル化に多大な負担を要するものについても、掲示を求められている書面の量や規格等制度の見直しを行うこと。

2. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーカード普及に伴い、カード更新等関連業務が継続的に発生することから、交付前設定や電子証明書の初期設定を事前に完了した状態でカードを納品するなど、事務の簡素化を図ること。

また、システムの安定稼働を保証するとともに、十分な財政支援を継続して実施すること。

- (2) 住民異動時のマイナンバーカードの手続きについて、署名用電子証明書が継続して利用できるようするなど、署名用電子証明書再発行時にかかる事務負担の軽減を図るための見直しを行うとともに、マイナンバーカード・電子証明書の更新、暗証番号再設定等すべての手続きのオンライン対応など抜本的なシステム改修を早期に検討すること。

- (3) マイナンバーカードの交付や更新に当たり、住民の利便性向上や負担軽減のため、交付時における15歳未満の交付申請者及び当該申請者の法定代理人の本人確認が適切に行われる場合の必要書類の簡略化、更新時の本人限定受取郵便の利用等本人確認方法の緩和、電子証明書更新時に居住地や勤務地等住所地以外の自治体で更新できるよう制度の緩和及びシステムの更新、受取時に住所地以外の自治体で受け取れるよう居所地経由申請制度の緩和、更新時の旧カードについて返納を行う必要がないよう規制の緩和をそれぞれ図ること。

- (4) 引越し手続きオンラインサービスにおいても、住民異動届のうち転入届及び転居届においては対面確認が必要とされているが、マイナポータルでデジタル完結できるよう制度を見直すとともに、マイナンバーカードの交付に係る費用を全額国費とするなど自治体の財政負担を軽減するよう万全の措置を講じること。

- (5) 電子証明書の有効期限をマイナンバーカードの有効期限と統一すること。

- (6) マイナンバーカード交付業務の民間事業者への業務委託については、規制緩和により一部の業務のみ認められたところであるが、交付業務の全体的な民間委託を実現できるよう、引き続き検討を進めること。

- (7) マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）については、多くの国民がマイナ保険証を安心して使用できるよう丁寧な説明を継続するなど、広く国民の理解促進を図り、マイナ保険証の普及を図るとともに、保険者に追加的な財政負担が生じることがないよう十分な財政措置を講じること。

また、資格確認書や資格情報のお知らせ等に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講じるとともに、その交付、通知に関し自治体に追加的な費用負担が生じないよう必要な財政支援を行うこと。

また、マイナ保険証の利用登録への不安払拭に向けた取組みや利用促進に向けた広報等を行うとともに、必要な支援を継続的に行うこと。

なお、マイナ保険証は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としており、システムの円滑な運用に当たり、迅速かつ正確なデータの登録が非常に重要なことから、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に、医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して十分に配慮すること。

- (8) 郵便局において使用する統合端末の「個人番号カード管理メニュー」画面では、4情報の入力

により申請者以外の住民についても容易に検索できることから、申請者の個人番号を入力し検索するなど、必要な個人情報のみを閲覧できるよう仕組みを変更すること。

また、自治体の情報セキュリティインシデントを回避するため、自治体の総合行政ネットワークを経由せずに、郵便局とJ-LISが専用回線で直接つながるシステムを構築すること。

3. 戸籍氏名の振り仮名対応について、年金受給者や全国健康保険協会の被保険者に戸籍振り仮名の記載・変更があった場合は年金振込や資格に影響が生じるため、必要な届出や手続きを講じるよう、全省庁が連携し責任を持って十分に広報するとともに、他の事案についても、省庁にかかわらず影響のある事業範囲について調査し、影響があるものについては手続きを促すなど国民に広範な周知を図ること。

また、事業実施にあたっては、事務処理の簡素化を図ることにより自治体の事務負担を軽減するとともに、自治体財政に負担が生じないよう十分な財源を措置すること。

4. 地方公務員の給与制度について、東北の大多数の市は、地域手当の支給対象外とされていることもあり、有為な人材の確保等の観点から、民間企業と比較した際、初任給、待遇面において、魅力に欠けることは否めない状況にあるとともに、さらに、物価高騰への対応や結婚・子育て支援の観点からも、引き続き公務員の初任給の引上げを図ること。

また、定年前再任用短時間勤務職員の給料及び期末勤勉手当については、定年が引き上げられた職員に比べて低く設定されていることから、定年前再任用短時間勤務職員がモチベーションを維持しながら培った知識・経験を活かし活躍していくため、当該職員の給与水準について定年延長された職員等と均衡を図ること。

5. 地方交付税については、財政力の差により市町村間で行政サービスに大きな格差が生じることがないよう地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確実に確保し、財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。また、社会保障の制度改革等により地方負担も増大しているため、必要な財源を的確に把握し、反映させること。

また、普通交付税の算定について、「人口と面積」といった規模だけではなく、人口減少が進んでいる地方の実情に沿った算定方法に改め、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図ること。

6. 税制改革で地方税が減額された際には、補てんする財源を確保すること。

また、住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図るとともに、地方消費税交付金の増収分が、一般財源の増加につながるよう、財政力に応じて算入率を見直すこと。

7. 公共施設等適正管理推進事業債について、集約化・複合化事業における要件を見直すとともに、期間を延長し早期にその方針を示すこと。

また、公共施設等の計画的な改修、設備の更新、除却について、自治体が継続して取り組めるよう地方財政措置による十分な支援を講じること。

また、公共施設のLED改修などは行政サービスへの影響等に鑑み、複数年にわたり計画的に実施する必要があるため、脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

8. 自治体が独自に実施する運転免許返納後の高齢者等への移動支援及び買い物支援について、十分な財政措置を講じること。

標準準拠システム運用経費に対する財政支援について

地方公共団体情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）に基づき、全ての自治体が統一的な基準に適合したシステムに移行し、業務の効率化や住民の利便性向上を図ることとされている。

また、標準準拠システムへの移行では、ガバメントクラウドを利用するすることが基本とされ、その利用がデジタル基盤改革支援補助金の交付要件となっている。

運用経費については、6月に「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」が示され、運用経費に関する課題等への取り組みが強化されることが公表されているが、各自治体では、ガバメントクラウド利用料や運用管理補助経費等の運用経費が必要となり、移行後の運用経費は既存システムの運用経費と比較して大幅な負担増加が見込まれている。

そのため、標準準拠システム移行後の運用経費（経常的経費）に対する国のさらなる支援が必要である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 移行完了後の運用経費については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において「少なくとも3割の削減を目指す」とされていることから、従前と比較して運用経費が増大する場合は、目標に沿うよう国が支援すること。
2. 標準準拠システム利用に伴う運用経費について普通交付税措置及び地方交付税措置を実施する旨の通知があったが、地方自治体の負担を補助金により支援するような財政措置を行うこと。
3. ガバメントクラウド利用料が、現在の環境に要する経費と比較して費用負担が増すため、国がガバメントクラウド提供事業者と協議し、ガバメントクラウド利用料を低減すること。

入札参加資格審査システムの整備の早期実現について

入札参加資格審査申請に関する具体的な手続については、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがなく、各自治体において個別に定められていることから、事業者にとっては、各自治体ごとに紙媒体で個別に申請する必要があり、事務負担が大きくなっている。

また、自治体にとっても、多数の事業者について紙媒体で審査を行い、事業者情報をシステムに入力する必要があり、事務負担が大きくなっている。

このような状況を鑑み、国は、入札参加資格審査申請手続の共通化や全国単位で共通の入札参加資格審査システムの整備について、着実に検討を進めているところである。

各自治体では、入札参加資格審査の事業者・自治体双方の事務負担の大きさを課題として捉えており、入札参加資格審査システムが整備された際には速やかに導入・活用したいと考えているところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 入札参加資格審査システムの整備の早期実現に向けて取り組むこと。
2. 入札参加資格審査システムと連携する各自治体の既存システムの置換えや改修に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

農業経営の持続性確保に向けた支援策と制度の構築について

これまで主食用米の需給と価格の安定を図り、持続可能な水田農業を確立していくため、水田活用の直接支払交付金などを最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米(輸出用米)や飼料用米などの生産の推進、更に大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への転換を促し、米の価格安定を図ってきた。

しかしながら昨年来、インバウンドによる外食産業の需要増加や異常気象による収穫量の減少、さらには集荷業者などによる買い付け競争の激化により米の価格は高騰している。

米の価格高騰は、家計の食費に直接的に影響を与えており、米の買い控えや代替品を選ぶなど米離れの傾向がみられている。

このように価格高騰が続く中、国は米の流通円滑化を目的として備蓄米を放出、更には今後5年間の農政の方針を示す「食料・農業・農村計画」において、食料安全保障の確保に向け米増産の方針を打ち出している。

これまで生産に必要な肥料や農薬、燃料などの費用高騰が農家経営を圧迫していたことから、米の買取価格の上昇は、ようやく適正価格に近づいてきたところである。生産者は後継者不足や生産調整の継続など依然として米づくりの継続に不安を抱えており、全国的な米の増産により供給過多に陥れば、再び米価格は下落に転じ、農家所得に影響を及ぼすことが懸念されるところである。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 生産拡大は価格が下落し、生産者の所得減少に繋がる恐れがあるため、需給バランスを踏まえた新たな所得補償制度を充実させ、持続的に安定した経営を続けられる農業政策を早急に検討し実現すること。
2. 生産コストが販売価格へ適正に反映され、持続的な経営ができる仕組みを構築すること。

農畜・水産業における政策強化について

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足のほか、世界情勢の変化に伴う農業資材の価格高騰などの課題を抱え厳しい状況が続いている。

昨今の米価格の高騰は、消費者の家計を圧迫しているだけでなく、米生産者の収入に十分に転嫁されておらず、米の安定生産体制の構築につながっていない状況であり、米生産者は、米の不安定な価格推移や生産コストの上昇、後継者問題の影響を受けて減少傾向にあり、安定した米の生産や経営が難しくなっている。加えて、配合飼料や化学肥料原料の高騰等による農業生産資材の価格は、依然として高水準で推移しているが、流通段階での厳しい価格競争等の要因で資材等のコスト上昇分を適切に取引価格に転嫁することが厳しい状況があり、農業経営の安定化や食料の安定的な供給に取り組む必要があるほか、さらなる基盤整備の促進やスマート農業の導入支援等の生産の効率化に取り組む必要がある。

このような中、国が進める「水田活用の直接支払交付金」の見直しに係る5年水張りルールは、高齢化が進む生産現場に対し必要以上に負担を強いるものであり、また農地維持を下支えしている中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等による地域活動の衰退も招くおそれがあり、農業生産の持続可能性を著しく損なうものである。

畜産分野においては、社会情勢等の影響による配合飼料や資材価格の高止まりにより、畜産農家は経済的負担に疲弊しており、これを機に離農する農家も増加しているほか、産業動物獣医師のなり手が不足しており、畜産業の生産体制維持に向けた対策が必須である。

また、三陸沿岸の水産業においては、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの要因により、漁業資源が減少傾向にある。特に、サケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいる。

ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においては、貝毒発生による出荷規制の長期化や異常高水温による成長障害・へい死の発生、原発事故やALPS処理水の海洋放出を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営の安定化を図るため、資源管理施策の推進及び設備投資、加工原魚調達に係る支援の強化が求められている。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 米穀の需給及び価格の安定について

- (1) 食料自給率の向上に向けた戦略的支援の強化として、主食用米の需給及び価格の安定化のため必要な施策を講じること。また、飼料用米、加工用米、米粉用米など、多様な用途米の生産拡大と需要創出に対する支援を強化すること。
- (2) 備蓄米について、市場流通量や価格の安定化を図るための需給調整が可能になるよう、国による買入数量を拡充するとともに、状況に応じ放出を柔軟に行うこと。
- (3) 主食用米の生産量や民間在庫量、需要量など国内での需給状況を的確に把握した上で、米価の乱高下を防ぎ、生産者が営農意欲を失わず継続的に生産に取り組むことができるよう適正な生産目安を設定する仕組みを維持すること。
- (4) 海外からの米の輸入拡大は行わないこと。

2. 農畜産業の経営所得安定化対策等の充実強化について

- (1) 食料・農業・農村基本法に基づき、主食用米をはじめとする農産物の安定供給を図り、農業経営の安定化に繋がる施策を講ずること。

- (2) 責任を持って米の増産施策に取り組み、需給を安定させるとともに、米の生産拡大により価格の低下を招いたとしても、持続した米の生産ができるよう農家への所得補償制度を導入するなど、農業者の所得を確保・向上する仕組みを導入すること。
- (3) 生産者が安定的な農業所得を確保できるよう、農産物の適正な価格形成が行われる環境を整備するとともに、消費者に対しても生産者の経費に見合った適正価格の理解促進に向けた取組を進めること。
- (4) 農業生産資材の価格高騰及び自然災害による被害の増加など、混迷する昨今の世界情勢により、経営体自らの努力では乗り越えられない不測の事態に備えるためにも、全経営体が経営意欲を失うことなく、持続的に経営に取り組むことができるよう、各種支援の充実を図ること。
- (5) 国の責任において、輸入に依存する肥料・穀物をはじめとする原料を国内で安定的に確保・供給する対策を更に強化すること。
- (6) 配合飼料価格の安定化に努めるとともに、飼料自給率の向上に向け、国産飼料の生産及び利用の更なる拡大を図るとともに、畜産農家に対し、営農が継続できるよう支援を行うこと。
- (7) 基盤整備の促進と併せ、スマート農業の導入に対する財政支援など、生産性の効率化に繋がる施策を講ずること。
- (8) 農地耕作条件改善事業について、地域の状況に即した事業の見直しを講じること。

3. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

- (1) 制度の見直しにあたっては、その条件が農家の現状に即した取り組みやすい内容となるよう制度設計を行うこと。また、交付金の額について、主食用米の生産と遜色のない所得を確保できるような交付金単価とすること。
- (2) 畑地化に伴い農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等について、国による支援が行われているが、施設の耐用年数経過後に支払うべき賦課金は地区除外決済金の計算の対象とされていないことから、耐用年数経過後、残った組合員の負担を増やす必要が出てくる。この場合、土地改良区において実際は残った組合員に転嫁することができず、土地改良区が負担せざるを得ないことも多い現状にあることから、農業者の減少が見込まれる中、営農を継続する農業者や土地改良区の負担を増やすことなく、土地改良区が将来にわたって安定した経営ができるよう、新たに土地改良区への恒久的な支援を行うこと。

4. 農地法制の見直しに伴う農地の確保等について

一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度に関するガイドライン等について、次のとおり取り計られたい。

- (1) 農用地区域からの集団的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保することとされた場合、新たに農用地区域に編入できる農地がない場合、ガイドラインに示されている影響緩和措置の一つである「新たな農地の農用地区域への編入」は不可能である。また、「農用地の造成」及び「荒廃農地の解消」については、農業従事者が年々減少し、農用地区域内の農地においても低未利用農地が増加している状況において、非常に困難である。加えて、影響緩和措置を講ずるべき市町村が、措置を講ずることが困難な場合において、都道府県内で調整のうえ影響緩和措置を講ずることとされているが、現実的には難しいことであると想定される。したがって、いずれの要件についても対応できず除外した分の代替農地が実際上確保できない市町村においては、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記すること。
- (2) 各市町村が行う地域振興に資するための開発計画や、具体的な計画が検討段階であるような案件がある場合は、その開発予定面積を「確保すべき農用地の面積の目標」から除外するなど、あらかじめ都道府県と市町村との間で調整したうえで面積目標を設定する必要があり、このことをガイドラインへの明記もしくは運用により取り扱うこと。
- (3) 都市計画法に基づく新たな用途地域を設定する場合、また、地域経済牽引事業の促進による

地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外をした場合、当該都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定されることから、これらの農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くことが可能であることをガイドラインへの明記もしくは運用により取り扱うこと。

- (4) 「確保すべき農用地の面積の目標」の設定についてはおおむね5年ごとの見直しとされていて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）による地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合は、5年ごとの見直し時期にかかるわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等への明記もしくは運用により取り扱うこと。

5. 中山間地域の農業支援について

- (1) 中山間地域等直接支払交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農を可能とする集落機能を維持するための取組の財源として必要不可欠である。今後においても本交付金については中山間地における営農の継続の観点からも非常に大事なものとして考えていることから、中山間地域等直接支払制度の単価の見直しに加え、交付基準に基づき交付金を今後も満額支給するための十分な予算確保を図ること。

- (2) 令和7年度から始まった第6期対策において、高齢者の見守り支援、送迎や買い物支援など中山間地の農業を維持する集落を守っていくための活動を交付対象とした「集落機能強化加算」については、経過措置として、第5期対策で取り組んでいた協定集落に限り、第6期対策において実施が認められるが、それ以外の協定集落については認められないことが示された。

中山間地において農業を維持する集落を守るという観点から、「集落機能強化加算」は非常に大事なものであることから、高齢者の見守り支援、送迎や買い物支援など中山間地の農業を維持する集落を守っていくための活動を交付対象とした「集落機能強化加算」について、第6期対策において中山間地域等直接支払交付金の対象となるすべての集落に認められるとした上で、第7期以降も廃止することなく継続すること。

6. 新規就労者等の担い手の確保・育成について

- (1) 多様な担い手を確保するため、新規就農者育成総合対策において、幅広い年齢の担い手を対象とすることや支援額の引き上げ、親元就農など経営継承等、多角的な支援を実施・拡充すること。

- (2) 産業動物獣医師のなり手が不足していることから、同獣医師の確保及び人材育成を積極的に行うこと。

7. 水産資源の適切な管理と水産業の持続的発展について

- (1) 水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。

- (2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間の連携強化と広域的な取組の促進を図ること。

- (3) 太平洋クロマグロの漁獲可能量（TAC）については、令和7管理年度から大型魚・小型魚が共に増枠となるなど、一定の成果があるものの、今後の都道府県ごとの配分枠の設定に当たっては、適切かつ実効性ある漁獲配分となるよう、十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること。

- (4) A L P S 处理水の海洋放出を理由とした一部の国・地域による日本産水産物等の輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者等の救済を図ること。

- (5) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図ること。

- (6) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒や異常高水温に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者

の経営支援策について充実・強化を図ること。

(7) 水産加工業の経営安定化に資するため、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図ること。

持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国においては、令和9年度から水田政策を根本的に見直す検討を本格的に開始するとしている。

国が示した見直しの方向性では、水田活用の直接支払交付金について、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上に取り組む農業者の支援へ見直すことや、交付要件の5年に一度の水張り要件は求めないとしたうえで、令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取り組みを条件に水張りをしなくても交付対象とするとされている。本交付金は、地域農業の骨格を支えてきたことから、見直しの検討に向けて生産現場の実情を踏まえ、地域農業の将来が展望できる施策の構築が求められている。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、国は、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を35,000円/10aから10,000円/10aに減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。

2. 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。

併せて、米の再生産可能な適正価格の形成と、需要に応じた安定供給ができるようにすること。

3. 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稻発酵粗飼料用稻、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、農業経営に支障が生じることがないよう安定した財源の確保を図ること。

また、令和9年度以降の同交付金を含む水田政策の見直しに当たっては、水張りの要件を受けて、既に畠地化促進事業を活用した農業者との不公平が生じないよう配慮するなど、現場の課題を十分に踏まえたうえで、将来にわたり農業者が安心して生産に取り組むことができるよう、慎重に検討すること。

4. 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支

払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。

5. 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稻作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。
6. 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また、鳥獣被害対策指導員の配置をはじめとする関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。
7. 国産飼料の生産性向上を図るため、生産体系を見直しするにあたり、子実用とうもろこしについては、農研機構の実証により、労働時間の減少による省力化、排水性が良くなる土壌改善、後作の大豆栽培での収量増加、水害に比較的強く、また、乾田直播栽培、大豆との三輪作でのブロックローテーションなどの実証効果があり、非常に有望である。海外飼料に頼らず、国産飼料の自給率を上げ、耕畜連携にも繋がる「子実用とうもろこし」の生産拡大のためのソフト及びハードの支援策を講じること。
8. 食料・農業・農村基本法における、食料安全保障を確保するため、国内での米不足及び需要の増加状況を的確に把握できるよう、政府及びJAのみならず、米卸等の民間との連携を強化し、適正な生産の目安を設定することで、海外からの米の輸入量を増やす、国民に国内生産の主食用米を供給できるようにすること。
9. 令和6年産米においては、インバウンドの増加による需要の高まりや、臨時情報が出された南海トラフ地震、更には台風に備えた買い込みの発生など複数の要因が重なり、全国的に米価が高く設定された。一定の米価を維持するためには、生産の目安に基づき、需要に応じた生産を行う必要があるが、今回の米価上昇により、転作と主食用米を作付した場合の所得格差が生じ、主食用米の作付超過が懸念される。

新市場開拓米（輸出用米）、飼料用米、稻発酵粗飼料用稻、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等への作付転換をこれまでどおり推進していくためには、所得格差を是正する必要があることから、各種交付金の増額などの対策を実施すること。

物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について

昨今の円安や不安定な世界情勢を受け、原材料価格上昇、電力・ガス等のエネルギー、食料品等の高騰が長期化し、中小企業や農水畜産業者の事業活動に大きな影響を及ぼしており、コロナ禍での地域経済の低迷から脱し切れていない中において、県内の中小企業、農水畜産経営への長期的な下支えが必要な状況である。

現在物価高騰によって資金繰りが厳しい企業等が多く存在しており、地域経済の発展のためには地元中小企業等の活性化・成長が不可欠であることから、物価高騰に対応した経営改善支援策及び成長支援策のさらなる展開や拡充が必要である。

また、農水畜産業者に対する支援については、これまで各自治体において国の臨時交付金等を活用した支援策を展開してきたが、昨今の燃油や電力、飼料等の価格高騰により事業者は依然として厳しい経営状況となっており、事業継続に向けた継続した支援が必要であるほか、特に農作物については生産コストが取引・販売価格に十分に反映されていない点が事業者の経営状況に大きな影響を及ぼしている。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 物価高騰等が長期化しており、幅広い業種に影響が及んでいることから、業種に関わらず、公平な支援策を講じること。特に、中小企業や個人事業主の事業継続に必要となる資金繰り支援及び原油価格・物価高騰の影響を乗り越えるため、販路拡大・生産性向上のための前向きな投資への支援を拡充すること。
2. 電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が幅広い業種の事業者に及ぶ中、地域の中小企業の事業継続のため、価格高騰の激変緩和措置の継続や、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援など安定的かつ継続的な施策を講じること。
3. 既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。
4. 中小企業の資金調達策として、外部資本を取り入れて資本強化を行う「エクイティ・ファイナンス」に関する支援メニューの拡充や、借り入れと増資の中間的な特徴を持つ「メザニン・ファイナンス」の融資限度額及び利率等の見直しを行うなど、中小企業への資金繰り支援策についてより一層の充実強化を図ること。
5. 物価高騰等に対応して中小企業が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援を強化すること。
6. 米価に係る備蓄米放出の影響を精査するなど、その効果検証に努めるとともに、米の市場価格適正化に向けた対策を継続的に講じること。
7. 飼料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いていることから、これらの影響を受けている農業者、畜産業者及び漁業者等に対する事業継続に向けた支援を引き続き実施すること。
8. 配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう、配合飼料価格安定制度の発動条件について現状を考慮したものに改めること。
9. 生産資材価格等のコスト上昇が農畜産物の取引・販売価格に十分に反映されておらず、依然として農業者の経営が厳しいものとなっていることから、適正な価格形成が可能となる環境整備を進めるとともに、消費者の理解への啓発に取り組むこと。

被災住宅で公費解体（全壊）以外の世帯における解体費の支援について

豪雨等の水害により被災した世帯では、多額の修理費用が発生することや、修理を行っても将来的に居住に支障をきたす可能性があるため、自宅を修理せずに転居する方が相当数発生している。その中には、公営住宅等に継続入居を希望する方が、入居基準を満たすために住宅を解体するケースや、将来的に地域に不健全な空き家を残さないようにするために住宅を解体する方が多く見受けられる。

国の災害等廃棄物処理事業費補助金を活用した公費解体の対象にならない半壊の住宅でも、被災者生活再建支援制度においては、やむを得ず解体する場合に、基礎支援金 100 万円及び住宅購入の場合は加算支援金 200 万円等の支給対象となり、併せて半壊の住宅を解体した方へ、自治体独自に 100 万円の給付金を支給しているところもある。

しかしながら、これらの給付金の活用を見込んでも解体費の高騰により多額の自己負担が発生することから、空き家として放置する方も複数存在している。

このような中、転居や住宅の解体を検討されている被災者の方々が安心して新しい生活を始められるよう、また、放置された空き家の増加による被災地の環境悪化を防ぐため、国等による支援が必要である。

よって、国は、激甚災害の際に半壊以上の住宅も公費解体の対象とし、公費解体にかかる災害等廃棄物処理事業費補助金の対象を広げる制度の見直しを図るよう要望する。

再生可能エネルギーの導入促進について

多くの地方自治体でゼロカーボンシティを表明するなど、2050年二酸化炭素排出量ゼロに向け、取組が進められている。国は、「グリーン成長戦略」の柱として洋上風力発電の導入促進を掲げており、特に東北地方は、目標の達成に向けた中心的な役割を果たすことが期待されている。

当該地域では、洋上風力発電の導入に向け「ゾーニング実証事業」などに取り組み、導入可能性が見えている一方で、送電設備の容量不足からなる系統制約の問題が生じている。

よって、国は、下記事項について積極的な対応を行うよう要望する。

記

1. 再生可能エネルギーの導入促進について

- (1) 世界情勢に左右されない安定的なエネルギーの供給を行うため、太陽光発電や風力発電など、国産再生可能エネルギーの技術開発と実用化に向けた施策を強力に推進するとともに、その普及拡大を図ること。
- (2) 基幹系統（275KV以上）及び当該系統までの送電線（275KV未満）の整備を促進するとともに、地域に裨益する再生可能エネルギーの系統接続に係る費用が事業性確保の妨げにならないよう対策を講ずること。
- (3) 再生可能エネルギーの優先接続に向けた連系線利用ルールの更なる見直しや、制度の早期整備を積極的に進めること。
- (4) 広域系統整備計画（マスター・プラン）に基づき送配電事業者が行う再エネ導入促進に向けた主体的かつ積極的な設備投資を促進すること。

子育て支援・医療・介護・福祉関係

子ども医療費の格差是正について

少子化や子どもの貧困が問題化する中、青森県の子どもの医療費については、県内全ての自治体において県の補助を受け、給付事業を実施しており、さらに、各自治体が独自施策として対象年齢や所得制限等給付対象の拡充を図っている。しかしながら、対象年齢や入・通院の別等、給付対象は各自治体によって異なり、対応に自治体間格差が生じているのが現状である。

次世代を担う子どもたちの健全育成環境は、住む場所によって左右されるべきではないと考えるが、財政力の弱さにより独自の実施に踏み切れず、子どもに係る医療費の負担に格差が生じた地域は、更なる人口減少や少子化を招くおそれがある。

よって、国は、医療費自己負担の地域格差を是正し、どこにいても、誰でも、安心して子どもを産み育てられる環境が形成されるよう、全国一律で、高校卒業相当年齢である 18 歳までの医療費の無料化制度を創設するよう要望する。

こども・子育て支援の充実強化について

国は「少子化は我が国が直面する最大の危機である」との認識のもと、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定した「こども未来戦略」において子育て支援の充実などに積極的に取り組むとし、「加速化プラン」として 3 年間の集中的取り組み期間を設け着実に推進するとしている。

少子化・人口減少は、本県をはじめとする地方においてはさらに深刻であり、厳しい財政状況の中で、各自治体独自の子育て支援策を講じ、その充実強化に取り組んでいるところであるが、秋田県内における令和 6 年の出生数は 3,540 人（人口動態統計速報値：厚生労働省）と減少の一途であり、少子化の流れに歯止めがきかない状況にある。

よって、国は、多角的な視点からのこども・子育て支援施策の充実・強化を図るとともに、積極的な財政支援を行うよう要望する。

記

1. 安心して出産できる環境づくり

（1）産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責務において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。

また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

2. 子育てしやすい環境づくり

（1）民間保育所運営に対する実情に応じた財政支援の充実を図ること。

- ① 定員区分、年齢毎の給付単価に加え、保育所最低機能分給付費を創設すること。
- ② 実情にあった地域区分に見直すこと。
- ③ 定員区分毎の加算額単価を見直すこと。
- ④ 積雪地域の実情に応じた除雪費加算に見直すこと。
- ⑤ 3 歳以上児の副食費については、自治体独自に助成制度を創設し、所得制限を設けた上で全額又は一部を助成している状況であることから、年収 360 万円未満相当世帯などのこどもを対象として給付している副食費徴収免除加算を廃止して、全園児の副食費を基本分単価において支弁すること。
- ⑥ やむを得ず配置基準を超えて保育士を配置している保育所等に対する新たな加算制度を創設するなど、給付費を手厚くすること。

（2）幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2 歳以下の乳幼児も対象とするよう制度の拡充を図ること。

3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

（1）子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小中学校を通した学校給食の無償化に伴う経費等について、国による財政支援を行うこと。

（2）国の制度としてこどもの医療費の無料化制度を創設すること。

（3）県制度における自己負担を撤廃し、こども医療費の無償化に対する県内市町村への県補助を拡大すること。

（4）国民健康保険のこどもの均等割保険料（税）の軽減措置について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国の制度として対象年齢や減額割合を拡大すること。

（5）重度心身障がい者、ひとり親世帯等への医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給

付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止するとともに、十分な財政支援措置を講じること。

子育て環境の充実について

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来が現実となり、加えて都市部への人口集中が進む中、安心してこどもを産み育てる環境を確保することは非常に重要であり、自治体は、こどもたちに一番近い立場で、こどもたちの視点に立ち、すべてのこどもの健やかな育ちを目指して、こどもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進しているところであるが、依然として様々な問題が山積している。

このような状況の中、令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく医療環境を整備するための総合的な取組を推進することとされた。

また、令和6年6月には、子ども・子育て支援法等の一部改正法が公布され、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するとされた。

よって、国は、安心して家庭を築き、こどもを産み育てられる社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 次元の異なる少子化対策について

(1) こども未来戦略方針において、3年間の集中的な取組が示されているが、自治体を通して実施される施策も多いため、地方の実情を十分に踏まえた制度設計とすること。

また、自治体間において格差が生じることのない制度設計を行い、自治体の負担増とならないよう十分な財源を確保すること。

(2) 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増について、自治体の負担が極力生じることのないよう、財政支援を継続すること。

また、現在は申請者の請求手続きが遅れると遡及することができないことから、当該月から遡及して支給できる制度とすること。

(3) 子ども・子育て支援金制度について、財源の一部として医療保険者が被保険者からの徴収を令和8年度から開始することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知説明を実施・継続すること。

(4) 国が一律で行う施策は、その実施に伴い生じる地方の財政負担について、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

2. 幼児教育・保育について

(1) 幼児教育・保育の無償化について、国の責任において必要な地方財源を確実に確保するとともに、自治体の意見を十分に反映し、事務負担の軽減も含め、制度の改善を図ること。

(2) 幼児教育・保育の無償化について、3歳児から5歳児及び0歳児から2歳児の非課税世帯に限られているが、少子化対策及び保護者負担の一層の軽減を図るため、0歳児から2歳児も対象とし、全年齢に対し給食費を含めた完全無償化を実施すること。

(3) 幼児教育・保育の質の確保・向上には、認可外保育施設の認可施設への移行を引き続き推進する必要があることから、円滑な移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措

置を講じるとともに、児童福祉法に基づく指導監督が実効性を持って徹底されるよう十分な支援を行うこと。

また、待機児童が解消されつつある状況において、民間認可保育施設の中には、年度当初に入所定員が充足せず、経営難に陥る施設が出てくることに対し財政支援を行うこと。

また、過疎地域の保育施設では定員割れが生じていることから、施設型給付費の算定方式の見直しなど財政支援を行うこと。

(4) 全国的に保育士不足が継続している現状をよく把握し、幼児教育・保育の質の確保・向上等に関連する施策を実行するため、保育士配置基準の更なる見直し、公定価格及び給付のありかた、並びに人材確保事業について、現場の実態に即した抜本的かつ一体的な改善を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

また、保育士の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図るとともに、自治体の財政負担の軽減を図るため、国庫負担割合を更に引き上げること。

また、令和6年人事院勧告において地域手当の見直しに言及があり、公定価格における地域区分の対応について考え方が示されたが、地方と大都市の格差について言及されなかつたことから、地方の若年層の人材が給与等の条件の良い大都市圏に流出しないよう、公定価格のうち、人件費に関わる部分については、地域区分に拘らない、どこの地域でもある程度の給与水準を維持できるよう設定すること。

(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

① 当該制度の本格実施に当たり、保育従事者の職員不足の解消は当該事業の受け皿確保のための最優先課題であることから、国としても更なる保育士確保に努めるとともに、自治体が独自に行う保育士確保事業への財源を確保すること。

② 満3歳を迎えると当該制度を利用することができなくなるが、利用施設が1号認定を受け入れない場合等もあるため、保育の連続性が途絶えてしまうケースも想定されることから、満3歳になった年度末まで対象を拡大すること。

また、試行的事業においても利用時間の拡充を希望する意見があったことから、利用者のニーズを的確に捉えた制度となるよう見直しを図ること。

③ 令和8年度の給付事業化において、需給状況等に左右されず全ての自治体で事業展開できるよう、保育所等に対する施設型給付費等と同様に「基本分」及び「処遇改善加算」の設定をはじめ、人材確保につながるような効果的な給付費制度とともに、近年の物価・人件費の高騰等の背景も踏まえ、十分な財源を確保の上、継続的な制度運営が可能となる公定価格を設定すること。

④ 国が構築した総合支援システムの運用が開始されたが、既存の子ども・子育て支援システム等との接続・連携がされておらず、所得や異動等の確認が総合支援システムで把握できないなど事務の煩雑化や負担につながり得る状況であることから、より利便性が高く事務負担の軽減につながるよう、自治体や事業者等、利用者の意見を反映させること。

⑤ 当該事業に対応するための受け皿整備が今後も見込まれることから、保育施設整備に係る財源確保を確実に行うとともに、令和8年度以降も継続して補助率を嵩上げするなど財政措置を講じること。

(6) 国が創設した保育士修学資金貸付等事業の実施主体を指定都市以外の市へも拡充するなど、人材確保につながる取組を強化すること。

(7) 保育士宿舎借り上げ支援事業について、令和3年度以降、待機児童数の減少等により、補助対象期間が短縮されるなど事業が縮小されてきているが、保育人材不足の解消には長期的な取組が必要であること、保育士の年収は全職種の平均年収と比較すると未だ低い状況にあることから、特に人材不足が深刻な地域については、対象期間や上限額の拡充など更なる対策を講じること。

また、児童発達支援等の障がい福祉サービスを利用している児童の教育・保育施設利用に

係る利用者負担について、負担軽減措置を講じること。

- (8) 教育・保育施設の職員の配置基準の見直しを図るとともに、基準見直しに伴う人件費や、物価高騰への対応等の適正な運営確保及び耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。

また、統合により廃止となった教育・児童福祉施設等の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。

また、保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。

- (9) 就学前教育・保育施設整備交付金について、当該施設の整備は保育の定員及び質の確保のため非常に重要なものであることから、継続して全ての所要の財源を確保すること。

- (10) 乳幼児に対する医療費無償化について、全国一律の国の制度として創設すること。

3. 地域における子育て支援について

- (1) 専門資格を持つ「こども家庭センター」の職員の安定した雇用のため、心理担当支援員について、資格要件の緩和も含め自治体が採用しやすい環境整備を行うこと。

- (2) 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

- (3) 医療的ケア児は、恒常に専門的な医療行為が必要であり、またその状態や対応方法が一人一人大きく異なるため、より専門的な知識と技術を持った障害福祉サービス事業所が必要になるが、対応できる事業所が極めて少なく都市部以外の自治体では利用できるサービスが限定的であるため、家族の病気や冠婚葬祭などで一時的に医療的ケア児を預けたい場合に利用できる設備・体制が整ったサービス事業所の開設に係る財政支援制度及び保護者の移送等に対する支援制度を創設すること。

4. 放課後児童クラブについて

- (1) 放課後児童対策について、「放課後児童対策パッケージ」推進のため、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、総合的に推進できる体制を整備すること。

また、障がい児の受入れ、放課後児童支援員等の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営ができるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等が長年にわたり安心して就業できるよう賃金改善を図ること。

また、近年、物価高騰や人件費の上昇が続いていることから、基礎的な運営費単価を嵩上げすること。

- (3) 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭や低所得世帯等の利用料減免を行う場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

- (4) 「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象施設が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、実施団体間の公平性が保てるよう、補助制度の見直しを行うこと。

- (5) 「障害児受入推進事業」における専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置する費用に係る補助額について、安定して職員を雇用できるよう既存の補助基準額を引上げること。

5. 学校施設の整備について

- (1) 多額の費用を要する学校施設の改築は、自治体単独の負担で実施することは極めて困難であることから、次代を担うこども達の安全・安心な教育環境を確保するためにも、公立学校の校舎増改築、長寿命等施設整備に対し、実態に即して補助単価を引き上げなどの補助制度の拡充及び十分な財政措置を講じること。

また、計画事業の多くが採択保留となっていることから、教育環境向上と老朽化対策の一體的整備を計画どおり円滑かつ確実に行えるよう、採択保留案件に対して速やかに追加の採

措置を講じるとともに、交付金を十分に確保すること。

- (2) 学校保健安全法により、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされているが、点検を行う教職員の負担が大きいこと、点検に関する専門的知見が必ずしも十分でないことが課題となっていることから、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう財政措置を講じること。

6. 持続可能な教育DXの実現のため、地域間におけるICT環境の格差を解消し、全国で質の高い教育を提供し続けることができるよう、インターネット利用料やICT支援員派遣業務委託費など恒常的な費用に対して、財源を確実に確保し充実した財政措置を講じること。

また、GIGAスクール構想を持続可能なものとするため、ICTに関する学校からの相談窓口としてのコールセンターの運営費用やICT支援員等配置に係る費用のほか、インターネット接続回線利用料、授業支援ソフトウェア利用料などのランニングコストについても、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

7. 地域部活動について

- (1) 運動部活動の地域移行に係る財政負担について、経済的に困窮する家庭をはじめ、スポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、改革実行期間に移行する令和8年度以降においても、国における財政支援を継続すること。
- (2) 少子化が進行する中、自治体によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域もあることから、受け皿となる団体や活動場所など環境の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。

8. いわゆる給食無償化について、その趣旨・目的を明確にするとともに、国の制度として実施する場合、全国どこの自治体においても格差なく取り組めるよう、その費用については全額国費で措置し、学校給食の質の維持や、食材に係る地域の価格水準等による差異、食材価格の変動などの課題を十分に踏まえ、慎重に検討すること。

また、制度設計や行程等については、早期に内容を明らかにするとともに、自治体の意見を十分に踏まえること。

また、社会情勢による食材価格高騰が続いていることから、国による恒久的な学校給食無償化が行われるまでの間、引き続き地方創生臨時交付金等による財政支援を行うこと。

9. 教職員等配置の充実について

- (1) 教育環境の安定と児童生徒への質の高い指導を実現していくため、深刻化する教員・講師不足を危機的なものと受け止め、人材確保に向け抜本的対策を講じること。
- (2) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、1人1校配置するため自治体が直接雇用する学校司書の人件費について必要な財政措置を講ずること。
- (3) 小中学校の特別支援学級においては、義務標準法を改正し、現在の8人から3～6人程度とする学級編成基準へと引き下げる。
- (4) 不登校児童生徒が増加傾向にあることから、全中学校への生徒指導担当教諭の配置、教育支援センターに係る施設整備、フリースクールやコミュニティセンターの人員配置や運営、及び不登校担当教員等の配置に必要な専門的な人員の拡充に対する財政支援を行うこと。

また、学校以外の多様な学びの場づくりに係る人的確保等に対する財政支援を行うこと。

- (5) スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業については、補助率の引上げを行うとともに、自治体が独自にスクールカウンセラーを配置するための必要経費の補助を拡大すること。
- (6) 医療的ケア児の学びの保障及び保護者負担の軽減のため、医療的ケア看護師配置への財政支援を行うこと。
- (7) 少子化による児童生徒数の減少に伴い、現行の学校栄養職員の配置基準により、学校栄養職員が配置されていない学校給食の単独実施校が増加しているため、学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

10. 学校の統廃合に伴う遠距離通学の支援を継続していくため、スクールバスの委託契約料について、へき地児童生徒援助費等補助金に規定する現在の補助年限（5年）を廃止し、6年目以降についても継続して財政措置を講じること。

学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているものの、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については、同じく学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

さらに、昨今の物価高騰に伴う食材費や燃料費の値上がりは、学校給食用食材の調達価格の上昇に直結する問題であり、保護者から学校給食費を徴収する多くの自治体では、学校給食費算定に大変苦慮しているところである。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落すことが懸念される。

義務教育は居住地域に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じること。
2. 自治体間で格差が生じることがないよう、全国一律に学校給食費の完全無償化を実施すること。

地域における社会保障基盤の充実強化について

人口減少と少子高齢化が進む地方において、今後も安心して住み続けるためには、医療及び介護の安定的供給が必要不可欠となっている。

国による新医師臨床研修制度や新専門医制度の導入により、首都圏及び大都市圏の医療機関に研修医や専門医が集中していることから、地方及び過疎地域における医師不足に一層拍車がかかっている。このことから、県内の大学病院における若手医師が不足し、大学病院が担ってきた地域の医療機関への医師派遣機能が低下するなどの問題が顕在化している。

地域医療の中核的役割を担う公立病院等においては、医師不足により診療科目の休診や病床の休止に追い込まれるなど、医療環境の後退を余儀なくされており、医師不足・偏在の問題は開設者である市長や病院・施設だけで改善することは極めて困難な状況にあることから、多額の公費を投じて養成した医師が、地域で必要とされている医療に従事することができる仕組みを早急に創設する必要がある。

一方、介護保険制度は、平成 12 年の介護保険法施行以来、介護保険サービス利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせない制度として定着しているが、高齢化の進展による利用者の増加に伴い、介護サービス給付費が増加するとともに介護保険料も上昇しており、保険者及び被保険者の負担は増大している。

また、応能負担の観点から導入された補足給付制度について、保険者が預貯金等の資産を網羅的に把握することは困難であるなど、制度の個別的課題が明確化している。

よって、国は、医療及び介護の安定的な供給のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域住民の命を守る緊急の課題として、継続して医師養成を図るとともに、医師の地域偏在・診療科医偏在をなくし、全国均等な専門医の配置など医療提供体制の整備について、国の制度や方針を確立すること。
2. 国が実施する医師確保対策の強化により、地域住民に良質な医療を効果的かつ持続的に提供できる医療環境を早急に構築すること。
3. 関係機関の連携のもと、多くの医療機関への医師配置に関する調整機能を確保し、医師の地域偏在を是正すること。
4. 現在の地域医療の常勤勤務窮状を解決するため、短期的な政策として、緊急臨時の短期間交替制の常勤勤務医師の派遣制度を創設すること。
5. 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責任において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。
6. 地域性や患者の必要度に応じた安全で質の高い看護を持続的に提供できるよう、看護師確保に対する諸政策を積極的に行うこと。また、医師・看護師と同様に薬剤師確保に対する諸施策を実施すること。
7. 地域医療構想の実現に向けた取組に当たっては、地域の実情を考慮した慎重な対応を行うこと。
8. 地方の医療を支える総合診療・プライマリ・ケアを確保するため、地域医療に熱意を持つ総合診療医の育成を進めること。
9. 介護及び介護予防に係る給付費の国庫負担割合を、現行の 20 パーセントから引き上げるととも

に、調整交付金は従来どおり別途配分するなど、更なる財政基盤の強化と介護保険料上昇の抑制に努めること。

10. 「地域包括ケアシステム」の根幹を支える訪問介護事業が安定的に継続できるよう、地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うとともに、必要な支援措置を講じること。

医療・介護制度等の充実強化について

国民健康保険制度については、財政運営の責任主体を都道府県とする改革を行い、財政措置として総額約3,400億円の公費拡充が図られたが、他の医療保険制度と比較して高齢者や低所得者の割合が高く、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加や被保険者数減少等の影響もあり、今後も厳しい財政状況が見込まれている。

介護保険制度については、平成12年4月の制度発足以来、老後の暮らしの安心を支える仕組みとして住民に定着してきており、サービス利用者の増加や、特別養護老人ホーム入所待機者解消に必要な介護施設整備などにより、総費用が著しく増大し、定率負担をする自治体の財政に大きな影響を及ぼしているほか、今後においても保険料の上昇が見込まれるなど、介護保険財政は厳しい運営を迫られている。

また、令和6年度の介護報酬改定では、介護報酬は全体で1.59%引き上げられたものの、訪問介護サービスにおける報酬基本単価は2.0~2.4%の引き下げとなるなど、中小規模の事業所の経営は一層厳しさを増しており、介護人材の確保も課題となっている。

地域医療体制について、医療機関は公立・民間立を問わず重要な社会インフラであるが、昨今の物価高騰や人件費の上昇に診療報酬の改定が追いついておらず、医療機関の経営状況は厳しさを増している。加えて、医師不足により診療体制の縮小を余儀なくされるなど、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっている。また、公的病院等への運営助成に対する特別交付税の算定は、平成28年度から助成額に措置率0.8を乗じるよう改正され、さらに財政力補正を適用するため、病院を支える自治体にとって繰出金の増加等、一般会計の財政運営にも影響を及ぼしているほか、公的病院等以外で救急医療や小児救急医療などの不採算部門を担っている病院が特別交付税措置の対象となっておらず、財政支援の拡充が求められている。

中山間・人口減少地域においては、人口減少及び高齢化が全国平均を上回るペースで進行しており、広大な地理的範囲に人口が分散している一方で交通インフラが脆弱であること、若年層の流出による担い手不足に加えて専門職の確保が困難であることなど、都市部とは異なる構造的な課題を抱えている。

過疎地域における訪問介護サービスについては、事業所から訪問先まで距離が遠いケースが多いが、移動時の報酬が算定されないなどの課題が生じている。

厚生労働省の2024年度からの第8次医療計画においても、オンライン診療はへき地における限られた地域医療資源の有効な活用として期待されているが、近隣に医療機関が無く高齢者にとって通院が困難な地域であっても、当該地域内にバス停があるために補助対象地域から外れるなど、補助対象や地域要件が厳しく、国の支援はまだ十分とは言えない。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国民健康保険制度の支援強化について

- (1) 被保険者の所得に対する保険税負担割合の抑制を図り、かつ、国民健康保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国庫補助の増額等財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図ること。
- (2) 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。
- (3) マイナンバーカードの健康保険証利用について

従来の紙の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたことにより、国民が安心してマイナ保険証を利用することができる対策をしっかりと講じること。

2. 介護保険制度の抜本的見直しについて

- (1) 介護保険制度の見直しについて、介護保険制度の持続性を確保する取組に当たっては、サービス利用による重度化の防止、本人の自立支援という観点を踏まえるとともに、サービスを利用する方の負担能力に配慮した利用者負担とするよう慎重な検討を行うこと。また、認知症高齢者に対する支援の在り方について配慮すること。
- (2) 国庫負担割合の引き上げについて、保険料の上昇が抑制されるよう、持続的で安定的な介護保険財政基盤を確立するため、介護保険法第121条に定める国の負担割合を居宅給付費については20%から25%に、施設等給付費については15%から20%に早急に引き上げること。
- (3) 介護人材の確保・育成については、介護保険の保険者であり、基礎的自治体である市区町村において、その裁量により、地域の実情等に応じた機動的かつ実効性のある対応とするため、都道府県の地域医療介護総合確保基金の活用に係る対象事業の柔軟化及び補助率100%への拡充を図るほか、介護保険特別会計において、特定の事業として「介護人材確保事業」の実施が可能となるような制度を整備するとともに、介護人材の確保に関し交付金による安定的な財政措置を講ずること。
- (4) 介護事業所の健全な運営と質の高いサービスの確保について、介護事業所の健全な運営により、質の高い介護サービスを継続して提供することができるための支援策とともに、介護職員の確保・定着に向けた処遇改善やサービスの質の向上を図るための更なる措置を図ること。
- (5) 訪問介護サービスについて、事業所から訪問先までの移動距離が長い地域にあっても、介護報酬による収入で事業所の健全な経営が成り立つよう、移動に係る経費を介護報酬の算定基礎に用いるといった、地域の実態に即した適切な介護報酬の設定を行うなど、必要な措置を講じること。また、介護人材が不足する中でも安定した介護サービスが提供されるよう基準を緩和すること。
通所介護（及び地域密着型通所介護）事業所から訪問介護員を派遣しサービス提供できる等、既存資源を活用した複合的なサービスの整備を早期に実現すること。
- (6) 特別徴収された介護保険料の社会保険料控除について、年金から特別徴収された介護保険料については、これを納付した当該被保険者の社会保険料控除の対象にしかならず、当該被保険者を扶養する親族の社会保険料控除とするためには、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更し、当該被保険者を扶養する親族が、この介護保険料を納付する必要があるが、納付方法を個人で変更することはできない。特別徴収の被保険者であっても、当該被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の適用対象に認められるよう国税庁等と調整を図ること。

3. 公的病院等への運営助成に対する財政措置について

- (1) 公的病院等への助成に対する特別交付税の算定において、繰出額に減額する措置率を乗じることとした現行の算定方法は撤廃すること。
- (2) 救急医療、小児救急医療などの不採算部門を担う公的病院等以外の病院及び地域の基幹病院となっている民間病院についても同様に特別交付税措置の対象に加えること。

4. 診療報酬制度の見直しについて

- (1) 諸物価の高騰による医療提供コストの上昇への対応については、診療報酬によるプラス改定や、補助金等の財政措置を講じるとともに、診療報酬の改定の中間年でも物価スライドへの対応が可能となる診療報酬改定など新たな仕組みの導入を講じること。
- (2) 令和6年度の診療報酬改定においてベースアップ評価料が措置されたものの、実際はベースアップ評価料の収入を大きく超える給与支給となっている医療機関も多いことから、医療機関に対する制度的・財政的支援を講じること。

5. 中山間・人口減少地域における地域包括ケアシステム深化・強化のための支援拡充について

- (1) 中山間・人口減少地域が抱える構造的な課題を考慮し、介護事業所の運営の困難性や広域移動に係るコスト等に対する適正な評価と、特別加算制度の創設・拡充による地域介護の維持、確保に対し支援すること。

(2) 中山間・人口減少地域において、医療・介護・福祉サービスを維持するために、各事業者の経営基盤の強化や協働化・大規模化も含めた抜本的な経営改善が必要不可欠であることから、その取組に対し積極的に支援すること。

6. 医療の地域格差解消に向けたオンライン診療支援について

(1) 整備費用だけではなく、ランニングコストまで含めた財政的支援を講じること。

(2) 無医地区の該当にかかわらず、医療格差を是正する取組に対して財政支援を講じること。

7. 公的年金制度について

誰もが安心して暮らしつづけられるよう、将来の年金水準が担保される持続可能な公的年金制度を構築すること。

医療機関のコスト上昇に対応した診療報酬制度の導入及び 新築・増改築への財政支援等について

公立、民間立を問わず、昨今の医療機関の経営状況は、賃金の増加や物価高騰の影響による費用の急激な増加に対し、診療報酬による収入では賄うことのできない状況となっている。

令和 6 年 6 月に診療報酬改定がなされたが、急激な物価高騰と人件費の上昇に診療報酬が見合っていない状況であり、さらに、かかりつけ医として地域住民に寄り添いながら医療を提供している診療所においては、医師の高齢化や後継者不足などの課題を抱え、診療所の維持及び経営状況が厳しさを増している。他業種では、費用が増加すれば販売価格に転嫁することで対応できるが、医療機関の基本的な収入源である診療報酬は、公定価格であることから、医療機関自らが価格に転嫁することはできず、経営努力だけで費用の増加に対応することには限界がある。

また、将来にわたり地域医療を支えていくためには、適正な施設の維持・確保が必要だが、近年の建築資材や労務費の上昇等により、建設コストが高騰していることから、医療機関においても新築・増改築等が困難な状況となっている。

特に、地域に必要な救急搬送患者の受け入れや小児・周産期、新興感染症対応等の採算性が低い政策医療を担い、地域医療を支える「最後の砦」となっている自治体病院にとって、経営状況の悪化や施設整備が困難となることは、住民の安全・安心な暮らしの根幹を成す、地域医療の崩壊につながりかねず、ひいては人口減少を助長する危機的状況を招くこととなる。

よって、国は、地域を支える医療提供体制を維持していくため、医業費用の増加に対応した診療報酬制度の導入を図ることに加え、緊急的な財政措置を伴う施策の実施及び建設コスト高騰を踏まえた新築・増改築等への財政支援を講じるよう要望する。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しており、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要することから、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾病、糖尿病、精神疾患）や 6 事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

さらに、子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。

平成 15 年度から病院事業債の繰出基準を 2 分の 1 に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3 分の 2 に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。

2. 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。また、自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。

3. 県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。

4. 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図ら

れるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。

現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働く環境整備への支援を行うこと。

5. 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにも関わらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急に実施すること。
6. 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象にしているが、医師不足や働き方改革により交代勤務が可能となる地域の基幹病院において同機能を持つ場合も対象とすること。
7. 救命医療について、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によってその費用負担の在り方が決定し、公平な負担割合となっていないことから、当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。
8. 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。併せて病院施設や医療設備の改修及び更新に十分な財政措置を講じること。
9. 障がい児・者歯科診療において、診療を行う際に患者が静止状態を保つことが困難な場合には、静脈内鎮静法や全身麻酔が必要になるなど、通常診療より人的、設備的に負担が多くなるため診療及び設備整備に係る経費について財政措置等の支援体制を早急に講じること。
10. 全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策としての子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。

地域医療及び国民健康保険制度の充実強化について

市民一人ひとりの生命を守り、医療格差のない安心・安全な医療サービス等が提供される地域医療の充実が求められている。

しかしながら、医師が都市部に集中し、地方で不足する「地域偏在」と、産科医や外科医等のなり手が少ないとによる「診療科偏在」を要因として、地域においては必要な医療体制の確保が難しい状況にある。

また、国民健康保険制度は、他の医療保険制度と比較して高齢者や低所得者の割合が高いなどの構造的な問題を抱えていることから、財政基盤は極めて脆弱である。

こうした中、令和6年6月に子ども・子育て支援法の一部改正法が公布され、国の少子化対策の財源の一部とするため、令和8年度より、医療保険者が被保険者から段階的に支援金の徴収を開始し、令和10年度までに安定財源として積み上げることとされた。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 医療従事者の確保・充実について

(1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、医師の確保・調整については、都道府県の取組が円滑に進むよう引き続き財政支援を行うことはもとより、都道府県域を超えた医師偏在の調整等、医師派遣制度の更なる拡大に実効性のある措置を講じるなど医師が不足している地方病院が医師を確保できるシステムを早急に構築すること。

また、地域医療構想の達成及び地域医療体制の整備に向けて具体的対応方針を策定する際には、地域の実情を踏まえたものとなるよう、医師不足対策に重点化した対策を講じること。

(2) 医師、病院等の偏在による医療サービスの格差を埋めるべく、自治体が取り組む地域医療を確保・充実させる施策に対し、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

(3) 医師、看護師等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、また、災害時や新興感染症等にも対応できるよう、必要人員の養成に係る対策、医療従事者の離職防止に向けた労働環境や待遇の改善及び医師派遣体制を充実させること。

2. 感染症対策について

(1) 新たなワクチンの定期接種化を含め、定期予防接種については、自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、財源を全額保障すること。

また、任意の予防接種であるおたふくかぜワクチン及び男性へのH P Vワクチンの接種費用についても、財政措置を講じること。

また、子育て支援として感染症対策を充実するとともに、予防効果による地域医療への負担軽減を図るため、インフルエンザの定期接種（B型疾病）対象者に乳幼児及び小児年齢者を加えること。

(2) 新たな定期接種の導入や急遽の制度改正の際には、自治体による接種計画の策定や準備期間を十分に確保できるよう早期に情報提供を行い、接種方針の変更による新たな事務負担や財政負担については、負担軽減策を講じること。

3. 市内に分娩取扱施設がないため市外に通院する場合の交通費助成や、妊産婦が安心・安全に妊娠・

出産ができ適切な医療や保健サービスを受けられるよう取り組む自治体に対して、財政支援を行うこと。

また、遠方出産支援が令和6年度から開始されたが、助成対象者は住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間をする場合としており、対象となる妊婦が限られていることから、要件を緩和するなど支援制度を拡充し、妊婦とその家族との経済的負担の軽減策を講じること。

4. 国民健康保険制度について、安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫補助を増額するなど、更なる財政基盤の拡充強化を図ること。

また、国民健康保険の財政運営については、医療給付費分・後期支援金分・介護納付金について各市町村の被保険者数等に応じて算出し、事業費納付金として市町村と被保険者が負担している中、看護職員の処遇改善について、令和6年度の診療報酬改定では賃金改善に向けた具体的な評価が盛り込まれたが、賃金改善を報酬改定の中で対応した結果として、医療給付費増加しており、多額の事業費納付金が保険者と被保険者に更なる負担を求めることがあることから、国民健康保険財政に新たな負担が生じないよう国の責任において十分な予算措置を講じること。

また、国民皆保険制度を堅持するため、将来的には、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実施すること。

さらに、国が開発し、各自治体へ導入を促進している市町村事務処理標準システムについて、大規模自治体でも外付けシステム等を使用することなく事務処理が可能となるよう、市町村事務処理標準システムの機能改善を図ること。

5. 国保税（料）の賦課限度額の設定については、被用者保険におけるルール（最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている）とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げられているが、各自治体における最高限度額に到達する所得額の水準に大きな格差が生じていること、及び、賦課限度額の引き上げにより被保険者の負担が大きくなっていることから、被用者保険の考え方を適用させないこと。

また、国保税における子どもの均等割額については、被用者保険にはない負担であり、医療保険制度間の公平性を確保し、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下の子ども」とし、軽減割合を「全額」に拡大するよう軽減制度を拡充するとともに、さらなる軽減分についての財政措置を講じること。

また、低所得者や高齢者などの国保税（料）軽減を拡充するとともに、国の責任において、十分な財政補てんを行うこと。とりわけ生活保護水準の世帯については、国保税（料）の応益負担を現行の最大7割からさらに軽減を拡充するなどの措置を行うこと。

また、厚生労働省が「保険料水準統一加速化プラン」において推進している国保税水準の統一により保険税率が上昇する自治体もあることから、上昇幅を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

6. 国民の健康増進及び傷病の重症化防止並びに自治体の事務の軽減が図られるよう、重度心身障がい者分及びひとり親家庭分について、医療費助成の現物給付方式実施に伴う普通調整交付金及び療養給付費等負担金の減額調整措置を廃止すること。

また、特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る保健師の確保やシステムの整備等の費用について、国は適正な負担金交付を行うこと。

7. 被保険者の加入情報に異動が生じた際、リアルタイム連携ではなく、数日間を要している現状にあり、医療機関等から患者の健康保険加入情報をオンライン照会した場合、当日の加入情報と相違する事象が生じていることから、リアルタイムでデータ連携ができるよう改善を図ること。

8. 子ども・子育て支援金の財源の一部として医療保険者が被保険者から徴収することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知説明を実施・継続すること。

また、低所得者や高齢者の多くが加入する国民健康保険の実情を踏まえた十分な財政措置を講じ

るとともに、18歳以下の被保険者に係る支援金均等割の軽減による減額分の補填については、その他被保険者への転嫁でなく国費により全額負担すること。

また、新たな制度開始に伴い、自治体保険者として必要な条例改正やシステム改修等の準備を円滑に進めることができ、かつ、新たな財政負担が生じることのないよう、速やかな情報提供を行うとともに、財政支援を講じること。

9. 高額療養費の自己負担限度額についての検討に際しては、難病やがんなどの慢性疾患を抱える人、低所得者などの診療控えが起こらないよう財政支援を講じること。

福祉施策及び介護保険制度の充実強化について

誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくため、障がい者への支援や高齢化社会に対応した福祉施策の強化が求められている。

また、急速に進む高齢社会を支える介護保険事業は、給付費増による事業運営の圧迫等の課題が顕著となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 福祉・介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、福祉・介護職員の処遇改善及び福祉・介護職のイメージアップの取組等福祉・介護人材の確保につながる更なる対策を講じるとともに、外国人介護人材の確保・定着を図るため、雇用時に係る人材紹介料等の初期費用に対する財政措置を講じること。

なお、介護職員の処遇改善に当たっては、介護保険料や介護サービス費、福祉サービス費の自己負担増とならないよう財政支援を図ること。

また、地域に必要である良質な介護、障害福祉サービス等を継続的に確保していくため、介護、障害福祉施設等について、建設コスト高騰等を勘案した適切な措置や事業継続に向けた緊急的な支援策を講じるとともに、介護DXのための財政支援を講じること。

2. 介護報酬の見直しについて、介護事業者の経営が極めて厳しい状況となっていることから、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じること。なお、その際、保険者である自治体の事務及び経済負担とならないような措置とすること。

また、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入すること。

3. 社会福祉施策の充実強化について

(1) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について、賃貸物件については貸主に原状回復の義務があり、賃貸物件の障害福祉サービス事業者は補助対象外となっているが、福祉施設において、災害復旧を速やかに行い、障害福祉サービス利用者等の福祉を確保するため、賃貸物件の障害福祉サービス事業者についても補助対象とすること。

(2) 無料低額診療事業は、生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受けられるよう無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、その際の調剤費については、院内調剤は無料又は定額となるが、院外調剤は適用されず、医薬分業政策が進んだことにより院外調剤費についての課題が生じていることから、院外調剤費についても適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 生活保護世帯のエアコン購入費用について、保護開始時に持ち合わせていないなど特別な事情がある場合に限り支給可能となっているが、特別な事情がある世帯でも初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を過ぎてしまった場合は生活保護費の中で購入費用を賄うこととなっているが、生活保護費でエアコンを購入することは困難であり、近年、熱中症による死者数が増加している状況を踏まえ、世帯に熱中症予防が特に必要とされるものがいる生活保護世帯については、初めて熱中症予防が必要となる時期かどうかに関わらず、エアコン購入費用を扶助費から支給できる制度とすること。

(4) 生活保護受給者の自動車保有・利用については、障がい者が通勤、通院する場合や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する場合などに認められる場合があるが、基本的には大きく制限されており、地方においては、人口減少・過疎化に伴い公共交通機関の廃止や便数減少が加速し自動車は日常生活を維持していくために必要不可欠のものとなっていることから、受給者の自立助長を促すためにも、処分価値の小さいものに限った上で生活用品としての自動車の保有・利用を認めるよう制度を改正すること。

こと。

- (5) 地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の担い手不足が喫緊の課題となっていることから、解消に向け、民生委員・児童委員制度についての周知啓発や資格要件の見直しを行うとともに、地方交付税措置である活動費を拡充すること。

4. 障害者福祉施策の充実強化について

- (1) 地域生活支援事業の費用負担割合は国が事業費1/2以内、県が1/4以内であり、残りを市町村が負担することとなっているが、国・県から市町村への補助金（補助率）が年々減少傾向にあり市町村の財政負担が増加していることから、安定的な事業継続を図るため、補助率の下限を設けること等により早急に十分な財源を確保すること。
- (2) 障害福祉サービス等利用に係る計画相談支援事業について、計画相談支援を行う特定相談支援事業所やサービス等利用計画を作成する相談員の不足が課題となっていることから、担い手確保のため、必要に応じて更なる報酬体系の見直しを図るなど指定特定相談支援事業者の従業者への処遇改善策の充実強化を図ること。
- (3) 災害時の障害福祉サービス等に係る利用者負担の猶予及び減免については、国の財政支援の内容や対象期間を定めた補助金の実施要綱が発出されるまで相当の期間を要していることから、自治体が不透明なまま実施を判断しなければならず、また、交付申請の期間が非常に短く、事務負担が大きいことから、災害時の国の財政支援の方針をあらかじめ周知し、発災後、自治体が速やかに対応できる体制を構築すること。
- (4) 精神障害保健福祉手帳については、2年に1回の更新が必要であるが、更新前の等級から変更のなかった人の割合が大きいことから、障がいの程度や症状及び医師の所見、並びに障害年金受給者は障害年金の有効期間により2年を超える有効期限を設定するなどの見直しを図るとともに、更新のための医療機関の受診は、受診費用、診断書料、通院交通費等の負担が生じ、更新申請者の経済的負担軽減の観点から、診断書に係る費用を助成するなど支援策を講じること。
- (5) 重度心身障がい者医療助成制度について、地方単独事業であり助成対象が都道府県間で異なることから、精神障害者保健福祉手帳所持者の精神疾患による入院に係る医療費も一律助成対象とするなど、国において統一的な助成制度を構築すること。

5. 高齢者福祉施策の充実強化について

- (1) 自治体においては高齢者が住みなれた地域で日常生活を送ることを目標に、地域支援事業等の国の制度を活用しながら様々な高齢者施策を推進しているが、更なる施策推進のための継続的な財政支援を講じること。

また、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助交付金について、広域型養護老人ホームの大規模修繕及び建て替えを補助対象とすること。

また、個別契約型養護老人ホーム施設職員の配置基準の見直しを実施し、引き続き実態に即した処遇改善加算の実施など施設運営の改善に効果的な施策の推進を図ること。

- (2) 加齢性難聴者に対する補聴器の購入について、介護保険制度等の活用により、国において地域間格差が生じないよう軽・中等度難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を創設するとともに、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、加齢性難聴者に対する国の指針をとりまとめること。

6. 介護保険制度の充実強化について

- (1) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、介護及び介護予防に係る給付費の公費負担の割合を大きくするよう見直すとともに、国費負担割合を引き上げること。

- (2) 公費による低所得者の介護保険料軽減制度について、低所得者の高齢者が支払う保険料の軽減に対する補填は、国の責任において負担割合を見直し、国の負担比重を大きくすること。

- (3) 地域支援事業費について、上限額を高く設定できるよう算定方法を見直すこと。

また、任意事業家族介護支援事業における「おむつ券等の給付事業」について、令和9年度以降も引き続き任意事業の位置づけとすること。

- (4) 要介護認定調査のオンライン化について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、

新型コロナウイルスに感染している入院患者やがん等の入院患者に対するオンラインでの認定調査が可能とされたが、対象者が限定されており調査員や関係者の負担軽減や業務効率化には不十分であることから、介護老人福祉施設等入所者を対象とするなど対象範囲を拡大すること。

「重層的支援体制整備事業」の交付基準額の見直しについて

社会福祉法改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行され、全国の自治体が実施している。このような中、令和7年3月12日に厚生労働省の「令和6年度社会・援護局関係主管課長会議資料」にて、令和7年度から当該事業の多機関協働事業について、交付基準額の減額、原則委託は認めないこと、交付金の交付に係る査定により更に基準額減額となる可能性があること等が公表された。

そのため、すでに事業を実施している自治体はもとより、新たに地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備のため、令和6年度から実施準備を進めてきた自治体は、新年度まであと2週間という時期に交付基準額の減額が示されたことで混乱が生じ、想定外の費用負担が発生することになった。

よって、国は、包括的支援体制整備の一層の推進のため、重層的支援体制整備事業の交付基準額を従前どおりに見直すこと、加えて、交付基準額を含む事業実施の変更点については、市町村が十分に協議、準備ができる時期に周知等を行うよう要望する。

国土強靭化・防災・減災
交通・建設関係

国土強靭化、防災・減災等の充実強化について

近年、異常気象や地震による大規模な自然災害が全国的に頻発し、本県では、令和4年から3年連続の大雪により甚大な浸水被害が発生しており、現在も災害復旧に取り組んでいるところである。

大規模災害から住民の生命と財産を守るための取り組みを推進するためには、安定的かつ十分な財源の確保が必要であり、令和6年能登半島地震やこれまでの災害を教訓とし、地域防災力の重要性が増大していることから、国と地方が一体となって防災・減災に取り組み、国土強靭化を一層加速させることが不可欠である。

よって、国は、地域の防災・減災対策と被災者支援の充実が図られるよう、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国土強靭化に向けた取組の充実強化について

- (1) 防災に必要な施設等の整備を加速化し、計画的な整備を図るため、令和7年度が期限となる緊急防災・減災事業債の期限を延長すること。
- (2) 大規模地震発生時に、道路の寸断やライフラインの断絶によって起きた孤立等に伴う課題に対応するための備えとして、新たに創設された「新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」の活用により、備蓄物資の分散配置に必要な施設やトイレカーなど女性や高齢者等に配慮した指定避難所の生活環境改善等をさらに加速させ、計画的な整備を推進するため、当該制度を恒久的なものとすること。
- (3) 木造住宅の耐震化に対する社会資本整備総合交付金を拡充すること。

2. 消防力・地域防災力の充実強化について

緊急防災・減災事業債を継続、恒久化し、高額な消防設備の更新・配備を可能とさせ、地方自治体の財政負担を軽減させるとともに、今後の消防広域化も含め、地域の実情に沿った消防活動に要する経費の確保に繋げること。

3. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の見直しについて

- (1) 被災実態に合わせて対象工事の見直し及び緩和を行うこと。
- (2) 対象要件について「設備機器類の同等品」を撤廃すること。また、近年の異常気象も考慮し「エアコン」も補助対象として追加すること。
- (3) 「自らの資力では応急修理をすることができない」と規定している資力要件について判断基準の明確化を図ること。

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化について

近年頻発する自然災害から住民の命と暮らし、地域産業を守るために、防災・減災、国土強靭化の推進が強く求められており、特に日本海溝・千島海溝大規模地震をはじめとした新たな大規模災害が想定され、全国的にも防災・減災に向けた施設整備の必要性が高まっている。

市民生活の安全・安心の確保には、公営住宅や学校などの公共施設及び社会インフラである道路・橋梁等の整備はもとより、健全な維持管理も重要であるが、これらの社会資本ストックは、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、急速に老朽化が進み、維持管理費・更新費が増大することが見込まれる。

地方自治体においては、厳しい財政状況の中、公共施設の規模及び機能の見直しを図るとともに、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等、道路メンテナンス事業を活用した、計画的な施設更新や長寿命化対策等に取り組んでいるところであるが、近年、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金は予算要望額に対する国費配分額が低く、計画的な事業の推進に支障が生じている。

よって、国は、地域の発展に資する社会基盤整備の促進及び適切な維持管理・更新に向け、特段の措置を講じるよう次の事項について要望する。

記

1. 国土強靭化等に向けた取組の充実強化について

- (1) 令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靭化実施中期計画」で示された5年間で概ね20兆円強の規模となる事業を計画どおりに実施し、毎年度の予算編成過程においても、資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映したうえで、補助限度額の引き上げを行うとともに、必要な予算を満額確保すること。
- (2) 令和7年度末に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業は、地方公共団体が単独で実施する防災・減災、国土強靭化対策として、災害の発生予防・拡大防止を目的とした河川改修、そして、凍上対策を推進するために必要不可欠な制度であることから、期限を延長すること。併せて、公共土木施設災害復旧事業（凍上災）の採択要件拡充を検討すること。
- (3) 防災や地方創生など、B／Cだけでは測れない効果も踏まえ、交通量の多寡によらない多様な観点も含めて事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築することや大規模災害時のT E C—F O R C E等による迅速かつ円滑な復旧・自治体支援に必要な地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要となる資機材を確保すること。
- (4) 平常時の維持管理のほか、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制強化や、必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。

2. 都市間をつなぐ道路整備等の強化について

- (1) 国道4号の一関・平泉間の2車線となっている区間について、早期の4車線化拡幅整備を強力に推進すること。また、改良整備に係る予算について、防災の観点からも安定的に予算を確保すること。
- (2) 国道343号の新釜ノ田トンネル整備について、岩手県による事業化に向けた検討が速やかに進むよう、国から技術面等において強力に支援すること。
- (3) 国道107号白石峠区間改良整備の早期着工に向け必要な公共事業費を確保し、道路の機能強化を図ること。
- (4) 国道107号未改良区間（荷沢峠）の整備の早期事業化への支援を行うこと。
- (5) 北上JCT～大曲IC間の暫定2車線区間約42kmのうち唯一の4車線化未事業化区間であ

る「北上 J C T ～北上西 I C 間」 6.2km の早期事業化と、全線 4 車線拡幅を早期実現すること。

- (6) 三陸沿岸道路について、沿岸地域における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、機能強化を推進すること。
- (7) 三陸沿岸道路の開通後に見えてきた、通行止めの頻発、速度低下、休憩施設の不足及び I C の利便性向上等、新たな課題解決のための機能強化を図ること。
- (8) 宮古盛岡横断道路「田鎖臺目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進を図ること。また、計画路線全体にわたる高規格化を図り、災害に強い「命の道」を国により整備すること。
- (9) 「国道 340 号和井内～押角工区」等の社会資本の整備を着実に実施するための必要な公共事業費を確保すること。
- (10) 「構想路線」（仮称）久慈内陸道路について、高規格道路への指定に向けた取組を推進し、県北沿岸地域と県都盛岡市を結ぶ国道 281 号を最速・最短ルートで全線を整備するとともに、主要地方道久慈岩泉線を含めた幹線道路網を早期に整備するための必要な財源を十分に確保すること。
- (11) 「釜石両石 I C 」のフル I C 化を含む三陸沿岸道路全体の機能強化計画の策定を進めること。
- (12) 宮古盛岡横断道路、国道 340 号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について、早期事業化や通信事業者への支援を、引き続き進めること。

3. 道路や公共施設の維持・管理の推進について

- (1) 資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、幅広いストック効果が期待される、地方が真に必要とする道路、河川、上下水道等の基盤強化を着実に、また、滞りなく実施できるよう、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金及び道路メンテナンス事業補助金については十分かつ安定的な予算を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。加えて、通学路等の交通安全対策の強化・推進に必要な予算を継続的に確保すること。
- (2) 公共施設及び社会インフラの老朽化に伴う調査、維持修繕、更新を計画的に実施するための財源を引き続き十分に確保するとともに、国の補助制度及び地方債措置等の財政措置を拡充すること。

4. 河川の治水対策等について

- (1) 一級河川北上川左岸の新堀地区（石鳥谷大橋下流）及び八重畠地区（東雲橋下流）について、輪中堤整備等、早期の事業着手をすること。また、両地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても事業着手すること。
- (2) 一級河川北上川の井戸向橋付近から下流の右岸側約 3.0km 区間（北上川八幡地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (3) 一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸側約 2.0km 区間（北上川宮野目地区）について、早期の堤防整備を行うこと。
- (4) 一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側（北上川外台地区）は、平成 15 年度事業において延長 0.6km の堤防が整備され、令和 3 年度に堤防の強化を実施いただいたが、たが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約 1.2km の堤防整備を行うこと。
- (5) 防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年度～令和 2 年度）においては、北上川八幡地区及び八重畠地区において樹木伐採を、朝日橋下流、新堀地区において河道掘削を実施していただいたところであるが、引き続き、樹木伐採や堆積土砂撤去など適切な河川管理の一層の推進を図ること。
- (6) 北上川水系猿ヶ石川右岸の安俵地区（矢崎橋付近から上流右岸約 1.0km）と同左岸の南成島地区（毘沙門橋付近から上流左岸約 0.5km）の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修に早期着手すること。
- (7) 北上川を活用した地域活性化を進めるため、令和 7 年 8 月 1 日に国土交通省のかわまちづくり

支援制度に登録された「花巻地区かわまちづくり計画」に基づく花巻市事業について支援を行うとともに、国事業については着実に実施すること。

5. 港湾の機能及び災害対応力の強化について

- (1) 船舶の入出港と荷役作業の安全性を確保するため、早急に港内の静穏度対策を行うこと。
- (2) 災害発生時における災害派遣、物資、避難者等の輸送手段を確保するため、早急に岸壁の耐震化を行うこと。
- (3) 漁港区域及び港湾区域外の水門や陸閘及び避難路整備に係る普通交付税及び特別交付税の算定方法について見直しを行うこと。

6. 想定される最大級の津波・洪水への対応等について

- (1) 令和10年度の概成及び令和15年度に完成を目指している久慈港湾口防波堤の整備を推進するため、必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 避難場所等の整備費用に対し、既存の交付金事業において津波避難対策用予算枠を設けるなど十分な財源を確保するほか、充当率及び交付税措置率等が高い地方債の活用を通じ自治体の財政負担の更なる軽減を図るとともに、防災対策に対する自治体への助言を行うこと。
- (3) 国が公表した「日本海溝及び千島海溝沿いの巨大地震」や県が公表した「想定し得る最大規模の降雨」で想定される洪水浸水想定区域内に立地しており、かつ避難場所及び避難所に自治体が指定している学校や行政施設の移転・建設に要する経費について、財政支援を行うこと。

国土交通政策の充実強化について

地域公共交通は、地域住民が日常生活を送るために必要な移動手段であり、重要な社会インフラであるが、少子化と人口減少が進む地方においては、利用者の減少に伴うサービスの低下に加えて、賃金水準や労働環境の条件面を背景に、鉄道・バス・タクシーの乗務員不足や鉄道の保守・管理業務に従事する現場職員不足が顕在化していることから、地域の実状を踏まえた公共交通ネットワークの再構築を図っていくとともに、公共交通を維持するため、退職自衛官の活用などの担い手確保に向けた新たな方策の検討が必要となっている。

現在、地域鉄道の安全輸送対策のため、国では鉄道軌道安全輸送設備等整備事業により支援しているが、鉄道施設等は老朽化が著しく進み、更新等にかかる設備費用が多額となっていることから、計画的かつ着実な安全対策に支障をきたし、鉄道事業者と沿線市町村の負担が非常に大きくなっている。

また、公共交通の運行維持に係る地方公共団体の経費に対しては、特別交付税が措置されており、路線バスは運行維持への補助に要する経費の 8 割が措置されるのに対し、地域鉄道は施設整備への補助に要する経費の 3 割しか措置されていない状況にある。

一方、昭和 50 年の供用開始以来、青森県南・下北地域及び岩手県北地域における高速交通の要衝として、経済社会の発展や観光振興、県民生活の向上に大きな役割を果たしている三沢空港は、米軍三沢基地、原子燃料サイクル施設、ITER 関連研究施設等の関係者における交通拠点としても重要な役割を担っている。

これまで各種利用促進活動に努めてきたこともあり、各航空路線の利用率も高まり空港利用者も増加する一方で、駐車場の満車状態が恒常化しており、繁忙期には駐車場が不足している状況にある。

各駐車場の管理者が異なることから、相互間の動線確保が困難であるとともに、第 2 駐車場は未舗装部分が多く、利用者にとっては不便な状況であることから、空港周辺環境整備が急務となっているが、空港所在自治体のみで整備費用を負担することは困難な状況である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域公共交通の維持に対する支援について

地方における地域公共交通の担い手確保に資する、賃上げへの補填や退職自衛官の活用など、新たな支援策の構築のほか、地域鉄道の安全輸送確保と持続的な運行を図るため、国庫補助制度の拡充や路線バスと同等の特別交付税措置とするなど、地域公共交通に対する負担の平準化を図ること。

2. 地方空港の機能強化について

三沢空港の利用者が安定的に駐車場を利用できるよう、同空港の周辺環境の見直しを図るとともに、共生社会実現に向け、バリアフリー化や駐車場相互間の連続性確保など、同空港の一体的な整備を行うこと。

交通体系の整備促進について

道路は最も基本的な都市基盤だが、地方の道路整備状況は都市部と比較して立ち遅れていることから、道路の果たす役割や地方の実情を踏まえ、利便性、快適性、安全性の向上のほか、災害時の緊急輸送、救急救命などへのリスク分散に有効であるとともに、企業誘致及び地域雇用の創出につながる高規格道路や一般国道等における道路ネットワークの整備促進が求められている。

よって、国は、地方の実態を踏まえ、今後も円滑な道路整備が推進されるよう、特に次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

記

1. 日本海沿岸東北自動車道の早期整備・早期完成を図ること。

- (1) ニッポン白神 IC から大館能代空港 IC 間の整備については、早期に高速交通ネットワーク形成が図られるよう、現在工事が進められている「ニッポン今泉道路」の整備促進を図ること。
- (2) 洋上風力発電拠点化の整備が進められている能代港の利活用促進と県北地域の経済の更なる発展に向け、道路の速達性や定時性、安全性を確保するため、現在事業中の能代地区線形改良、種梅入口交差点の立体化、荷上場地区交差点改良の進捗を図ること。
- (3) 「遊佐象潟道路」の整備促進を図ること。
- (4) 暫定 2 車線供用区間の 4 車線化を早期に実現すること。
- (5) 日本海沿岸東北自動車道の重要物流道路としての指定、平常時・災害時を問わない安定的な輸送確保のための機能強化や重点支援を行うこと。

2. 秋田自動車道の整備促進を図ること。

- (1) 北上 JCT ~ 大曲 IC 間を早期に全線 4 車線化すること。4 車線化にあたっては、設置済の追越区間の延伸により、段階的に状況の改善を図ることも検討すること。
- (2) 湯田 IC ~ 横手 IC 間へのスマート IC 設置に係る広域的検討への支援を行うこと。
- (3) 暫定 2 車線供用区間の 4 車線化を早期に実現すること。

3. 東北中央自動車道「新庄・湯沢」間の早期整備・早期完成を図ること。

- (1) 「横堀道路」、「真室川雄勝道路」、「金山道路」、「新庄金山道路」の整備促進により、東北中央自動車道新庄・湯沢間の早期整備・早期完成を図り、高速道路相互の代替ルート機能が十分に発揮できること。

4. 西津軽能代沿岸道路の整備促進を図ること。

- (1) 国道 101 号では満たせない定時制・速達性を果たし、防災上の観点からも浸水区域の迂回や代替機能を有した新広域道路交通ネットワークの形成は必要不可欠であることから、早期整備が実現するよう路線調査の早期実現を図ること。

5. 国道 7 号の整備促進を図ること。

- (1) 日本海国土軸に位置付けられている国道 7 号については、今後とも住民の安全安心と太平洋側の交通網の代替機能を確保する必要があることから、暫定 2 車線供用区間の 4 車線化や線形改良、渋滞対策としての交差点改良、緊急輸送道路としての機能強化のための無電柱化等の整備を促進し、日本海沿岸東北自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。

6. 国道 13 号の整備促進を図ること。

- (1) 秋田・山形・福島の 3 県を縦貫する極めて重要な産業基幹道路である国道 13 号の安全で円滑な交通環境を確保するため、横手北道路の早期事業化や暫定 2 車線区間の 4 車線化整備を促進し、東北中央自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。

7. 国道 46 号の整備促進を図ること。

- (1) 盛岡秋田道路「生保内～卒田間」の整備計画を早期に策定すること。
 - (2) 仙北市田沢湖刺巻地内の「刺巻線形改良(老朽橋架け替え)」を早期に完成させること。
 - (3) 重要物流道路指定を受けた国道46号については、バイパス整備や線形改良、交差点改良等の整備を促進し、重要物流道路としてその機能の早期発現を図ること。
8. 国道105号の整備促進を図ること。
- (1) 「本荘大曲道路」の整備促進を図ること。
 - (2) 「大曲鷹巣道路」の整備促進を図り、北東北の物流や地域経済活性化、観光振興に資する、冬季障害・災害に強いネットワークを確保すること。
 - (3) 引き続き、大覚野峠防災の整備促進を図ること。
9. 平常時・災害時を問わない高規格道路ネットワーク等の整備促進について
- (1) 「新広域道路交通計画」に基づく広域道路ネットワークの整備促進を図ること。また、「シームレスな拠点連結型国土」の考え方に基づき、日本海側と太平洋側の二面活用と内陸部連結による全国的な回廊ネットワークの形成を図ること。
10. 過去の大規模災害を踏まえ、本年6月6日に閣議決定された第1次国土強靭化実施中期計画で示された事業について、5年間でおおむね20兆円強程度をベースとしつつ、加えて、毎年度の予算においては、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を含め、必要かつ十分な措置を講じること。
11. 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するための地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと。

広域的な公共交通の維持対策について

バス路線の維持確保に向けては、広大な県土を有する岩手県においては、日常的な通学、通院、買物等であっても広域の移動を伴うことが多く、各市においては、行政と事業者が連携して都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線の維持と利用促進に取り組んでいる。

しかしながら、モータリゼーションの進展、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にある上、運転士不足も深刻である。国庫補助等の支援により維持されていた地域間幹線系統バス路線についても、補助要件を満たすことが難しくなっており、バス路線の維持・確保は年々、困難な状況となっている。

特に国からの財政支援に関しては、現状「輸送量」等の要件を適用しない特例措置を講じていただくななど、特段のご配慮をいただいているが、全国的に路線バス運行事業者の経営状況に改善の兆しが見えない中で、民間事業者の経営努力だけで今後も幹線路線バスを維持することは限界があることから、広い県土を自由に移動する県民の権利が将来的にも脅かされることがないよう国、県及び関係市町村が一丸となって取り組む必要があると考える。

また、JR線をはじめとしたローカル鉄道は、地域住民の移動手段としてのみならず、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っている。国では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき協議会を設置し、ローカル鉄道の再構築について協議する仕組みを創設したところであるが、沿線では、新たな協議の仕組みによって、地域にとって重要な鉄道を廃止する議論が進められるのではないかとの懸念が生じている。

また、現在、全国的なバス・タクシー事業者の深刻な運転士不足対策としてAIデマンドシステムや自動運転バスなどのデジタル技術に基づく次世代モビリティへの期待が高まっている。これら次世代モビリティは、技術面や導入・運用に係る費用面で多くの課題があることから実用化に向けたさらなる取組が必要である。

よって、国は、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. バス路線の維持確保に係る財政支援の強化について

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件の緩和、補助上限額の拡大及びみなし運行回数カットの適用除外措置を行うこと。
- (2) 住民が必要最低限の移動手段を確保し続けられるよう、路線バス運行事業者の事業継続のための財政的支援を講じること。

2. 地域が必要とするJRローカル線の維持について

- (1) 鉄道ネットワークを国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。
- (2) JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経過に鑑み、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
- (3) 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであることから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。
- (4) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。

3. 次世代モビリティへの支援について

運転士をはじめとする公共交通分野の人材不足を補うため、A I デマンドシステムや自動運転バスなどの次世代モビリティを支える技術革新を加速とともに、先進的取組に対する継続・長期的な補助制度を創設すること。

交通体系の整備促進について

産業・経済・文化の活性化を図り、地域の発展と市民生活の向上を目指すため、高速交通体系の整備促進は重要な課題である。いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、コロナ禍で大きく変化した社会情勢に順応するためにも、平常時、災害時を問わず安定的な輸送道路の確保が必要であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから、事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 高規格道路の整備について

- (1) 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台IC～富谷JCT区間」の早期完成、及び令和6年3月に事業許可を受けた富谷JCTのジャンクションフル化について整備促進すること。
- (2) 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。
- (3) 国道284号の高規格化の早期実現を図ること。
- (4) 三陸沿岸道路の更なる機能強化のため、機能強化計画の早期策定を図ること。
- (5) 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化を図り、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展に欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、高規格道路「石巻新庄道路」の着実な調査の推進と事業の早期実現を図ること。
- (6) 仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現すること。
- (7) 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する高規格道路を指定し整備を図ること。

2. 一般国道の整備について

- (1) 国道4号の宮城県内における4車線拡幅の未事業区間(白石市斎川～大平森合地区・大崎市古川荒谷～栗原市高清水豊田地区)についての早期の事業化及び事業区間(大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業)の早期供用を図ること。
- (2) 緊急輸送道路である国道47号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道47号県境部道路改良整備(バイパス化)」の早期実現を図ること。
- (3) 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道108号古川東バイパスについて、令和7年度内に全線開通を図ること。
- (4) 産業と観光振興を支援する「国道108号石巻河南道路」の早期整備を図ること。

また、東松島市赤井地区のランプについて、石巻方面のみへの乗入計画となっているが、女川原子力発電所事故等の有事の際、避難道路として大崎・山形方面への経路確保が最も重要なため、大崎・山形方面への乗降が可能となるフルインターチェンジを設置すること。

国土交通政策の充実強化について

都市、上下水道、道路、住宅、鉄道、自動車、港湾等の社会資本の整備及び維持管理は、安全・安心な社会生活を確保するために必要不可欠である。

特に、近年、頻発する集中豪雨や地震、記録的な大雪等により多くの被害が発生していることなどにより、自治体の財政的な負担が増加する中、安全で災害に強いまちづくりのため、インフラの整備はもとより、ソフト面の対策も重要となっている。

また、人口減少、マイカーの普及等により地域の公共交通機関の利用者数は低迷しており、路線の減便や廃止が相次いでいる中、高齢者等の足をいかに確保し、維持していくかが喫緊の課題となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 社会資本総合整備計画を始め各種整備計画に基づき、継続した事業の実施が確実にできるよう、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び都市構造再編集中支援事業補助金について、十分な予算を確保すること。

2. 地方においては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靭化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

併せて、地域経済の回復を効果的に促進するため、使途を限定せず自治体の裁量で公共事業へ充当できる交付金制度を創設すること。

3. 都市政策について

(1) 人口減少・少子高齢化・自動車利用の進展に伴う都市機能の拡散、中心市街地の空洞化等の社会経済状況の変化に対応するため、都市部と郊外部双方の広域的な都市構造の再編や都市活動の利便性向上を図る新たな取組を推進する必要があることから、DX時代へ対応していくため、デジタル基盤の充実を図るとともに、都市計画法など関係法令の改正も含めた都市計画制度の見直しを図ること。

(2) 駅周辺の渋滞による交通結節機能の低下や駅連絡通路の老朽化による快適性の低下などの課題解決に向け、交通結節点の機能強化を図り交通手段が充実しすべての人が安心して円滑に移動できるまちの実現に向けた取組を支援するとともに、複数年度にわたる事業計画に対応できるよう安定的な予算を確保すること。

(3) 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び国庫負担率の引上げと補助対象経費の拡大など財政措置の拡充を図ること。

4. 上下水道施設の整備・更新等に係る支援について

(1) 上水道事業は、人口減少による使用料収入の減少に加え、老朽化施設の更新等においては資材価格等の高騰の影響により従前と比べ多額の事業費を要するなど経営を圧迫している状況であり、計画的な施設の維持管理ができなくなった場合、水道管の老朽化に伴う漏水による断水、管路の破損等による道路陥没事故等の重大事故が発生し、市民生活に甚大な影響を与えるとともに、人命に関わる問題へ発展する可能性があることから、上水道事業において、使用料で賄いきれない老朽化施設の更新等の十分な財政支援体制の確立及び補助採択基準の緩和を図ること。

また、急激な人口減少社会の到来や経営基盤強化を目的とした広域連携等に呼応した水道施設や管路の再配分・再構築が急務であることから、これに伴い、廃止・縮小となる計画的な水道施

設の解体撤去に係る費用に対する財政支援制度を創設すること。

- (2) 下水道事業を国策として普及促進を位置付けていることからも、施設の点検・調査・更新に係る費用やストックマネジメントサイクルの確立に要する費用等、老朽化対策全般に関する自治体で賄いきれない財政負担について、引き続き更新等の予算を満額確保し各自治体へ十分に措置すること。

また、令和9年度以降の污水管改築に係る国費支援の要件とされているウォーターPPPについて、移行までの期間が短く事業方針決定に時間を要するため、一定期間の経過措置を設けるとともに、「長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」の導入について、要件適用までの期間や国費支援を含む運用等について柔軟に対応すること。

また、今後、人口減少に伴う収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加等、厳しい経営状況を踏まえ、令和8年度末の概成後の下水道未普及対策事業等についても社会資本整備総合交付金の対象とすること。

5. 道路、橋梁などの老朽化対策への早急な対応ができるよう引き続き十分な予算配分を行うとともに、中長期的視点に立った計画的な取組により公共事業の安定的・持続的な確保を図ることが不可欠であるため、効率的・効果的な包括的民間委託などの新たな維持管理の手法や制度に対し、財政措置等の支援を行うこと。

また、福島市北部地域においては、慢性的に渋滞が発生している状況に加え、新たな道路整備により混雑が増大していることから、福島都市圏北部の交通の円滑化に向け国道4号福島北道路の計画を早期に策定すること。

6. 中心市街地における空きビル等の解消のため、社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業及び市街地再開発事業）について、再開発事業推進の前段として行われる関係権利者のコンセンサスづくり、再開発の素案検討及び公共施設整備検討に係る費用に対する助成要件を緩和するとともに、将来的には都市機能を担う建築物等への転換が見込まれるが、直近で跡利用が未定となっている空きビル等を先行して解体する経費について財政支援を講じること。

7. 新幹線鉄道の沿線地域における騒音・振動対策については、かねてより国土交通省の指導のもとJR東日本が対策を講じ、一定の改善効果が認められるものの、依然として環境基準値を超える地点が点在していることから、沿線住民の良好な生活環境の保全を図るため、新幹線鉄道の騒音・振動の低減について事業者に対し適切な指導を講じること。

8. 生活交通の維持について

- (1) 地方が安全・安心な暮らしや、人ととの交流が盛んな活力ある地域を形成していくために、充実した公共交通を維持していくことが重要であることから、地域公共交通の安定維持に向け、地域公共交通確保維持改善事業における人口密度や人口分布などの地域性を踏まえた対象要件の緩和、補助率の拡充及び財源の確保を図ること。
- (2) 生活交通の維持確保については、運転手不足が深刻化していることから、運転手確保・定着のため、二種免許取得支援や人材確保セミナーの開催経費などの予算措置の拡充を図ること。
- (3) 複数の中小交通事業者がサービスを担う地域公共交通は、導入コストや手数料の負担感が強いことからクレジットカードや交通系ICカード等と連動したキャッシュレス決済の導入が困難となり、支払方式の違いによる利便性の妨げが生じていることから、国主導による公共性かつ汎用性の高い決済システムの統一化を図るとともに、自治体が進める地域交通DXの推進に資するコミュニティバス等に係るキャッシュレス決済の導入及び運営に対する支援の強化を図ること。
9. 重要港湾小名浜港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向け、次世代エネルギーの大規模受入基地の候補地とされている東港地区の静穏域確保のため、沖防波堤及び第二沖防波堤等の早期整備を図ること。

除排雪対策への支援について

東北地方は、毎年の恒常的な降積雪に伴う冬期間の産業経済活動の停滞と市民生活の障害を取り除くことが長年の課題となっている。

これまで雪対策については、機械除排雪のみならず、恒久的な雪処理施設として流・融雪溝や歩道融雪施設の整備などに取り組んでいるところであるが、冬期間における都市機能の維持や市民生活の安定を図る上で課題が多く、国との更なる連携・支援や除排雪業務に ICT 等を活用するなど効率化・省力化を必要としている。

近年の気候変動の影響による降雪の様態の変化やそれに伴う雪捨て場の確保、雪対策の担い手である除排雪事業者における人手不足や近年の人件費の上昇などによる厳しい経営環境、また、急速な少子高齢化に伴う住民の自助による雪への対応力の低下など、雪対策における課題は複雑化・深刻化している。

快適で安全な雪国の生活の確保と、地域の発展のためには、雪に関する各施策が、総合的・効率的・恒常的に推進される事が必要となっていることから、除排雪対策への各種支援の充実が図られるよう、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 除排雪経費に対する地方財政措置等

- (1) 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」を着実に実施するための十分な予算を確保するとともに、雪寒指定道路以外の市道への除排雪経費及び通学路等歩道の安全確保や屋根雪処理が困難な世帯に対する除排雪等、緊急を要する経費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪等により除排雪に係る経費が多額となった場合、速やかに特別交付税を重点的に配分するとともに、市町村道除雪費補助臨時特例措置等による財政支援を確実に実施すること。
- (3) 特別交付税の算定において見込むことが困難な、調査時点以降に生じた大雪災害時の除排雪経費について、災害復旧事業と同等の地方債制度を創設すること。
また、少雪時におけるオペレーターの人件費など除排雪体制維持のための経費に対する支援制度を創設すること。
- (4) 地方自治体が万全の道路除雪ができるよう、除雪機械購入費について、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に定める補助率 2/3 を充足する国庫支出金総額を確保すること。
- (5) 豪雪地帯対策基本計画の実施に必要な財政上の支援を推進すること。

2. ハード整備に対する支援

- (1) 安全で快適な歩行者空間を確保するため、生活道路への流・融雪溝整備に対する十分な予算を確保するとともに、雪寒指定道路以外の市道における歩道除雪の協力団体に貸与するハンドガイド式除雪機に関する支援制度を創設すること。

また、豪雪や融雪時の道路施設破損等に伴う維持修繕に対して、近年の気象変化を踏まえた凍上災の運用や緊急自然災害防止対策債の拡充・延長など、地方負担の更なる軽減を図ること。

3. 住民との協働（ソフト事業）による除排雪支援

- (1) 自分で除雪を行うことが困難な高齢者等に対する「雪下ろし支援」における財政措置に加えて、自治会や除雪ボランティアが地域ぐるみで行う高齢者等の間口除雪を支援する際に必要となる経費について財政措置を講じること。

4. 除排雪の省力化・効率化に関する取組への支援

- (1) ICT 等を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組へ支援すること。

5. その他

- (1) 雪寄せ場の確保にもつながる危険な空き家への対策を支援すること。
- (2) 被災りんご園地や被災パイプハウス等農業用施設の復旧に関する取組や、被災した農業生産者の収入の回復・安定化に向けた取組を継続的に支援すること。

道路除排雪体制の確保に対する財政支援の拡充について

少子高齢化による担い手不足が深刻な建設業において、過酷な労働条件下にある除雪オペレーターの確保は深刻な課題となっており、将来的に除排雪体制の確保が困難となることが懸念される。

また、昨今の物価高騰の中で除雪機械を保有することが経営上の負担となることから除雪機械を更新して継続する業者も限られており、新たな除雪機械を購入して新規参入する業者の確保は厳しい傾向にある。

現在、自治体の除排雪事業に対しては、国から普通交付税及び社会資本整備総合交付金並びに豪雪時には特別交付税及び臨時道路除雪事業費補助金が交付支援されているが、未だ積雪地域の自治体の財政負担は大きいところである。

さらに、将来に向けた除排雪事業の継続的な体制作りには、除雪業務を担う民間業者への支援が不可欠である。

よって、国は、道路除排雪に係る人材確保と除排雪機械の整備について、現在の交付金制度の見直し及び財政支援の拡充を図るよう要望する。